

令和5年6月定例会

# 議案説明資料 予算に関する説明書

(令和5年度6月補正予算等関係)

商 工 労 働 部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。  
あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

# 令和5年6月定例会 議案説明資料目次

商工労働部

## 【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第2号	令和5年度鳥取県一般会計補正予算(第2号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	3
		商工政策課	4
		立地戦略課	7
		産業未来創造課	11
	企業支援課	18	
	通商物流課	23	
	雇用政策課	26	
	産業人材課	30	
	鳥取県立鳥取ハローワーク	32	
	2 歳入歳出事項別明細書		33
	3 節の明細		39
	4 債務負担行為に関する調書	立地戦略課他	40

## 【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第23号	鳥取県産業未来共創条例	立地戦略課	41

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第2号	令和4年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について	商工政策課他	52

【補正予算】

商工労働部（単位：千円）

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【一般会計】								
商工政策課	2,011,728	25,202	2,036,930				25,202	
立地戦略課	2,364,821	5,586,633	7,951,454			4,624,764	961,869	
産業未来創造課	1,882,118	128,711	2,010,829				128,711	
企業支援課	5,610,342	96,654	5,706,996	6,169			90,485	
通商物流課	223,464	87,304	310,768				87,304	
雇用政策課	928,520	121,725	1,050,245				121,725	
産業人材課	1,143,555	16,316	1,159,871	2,658			13,658	
鳥取県立鳥取ハローワーク	105,023	10,142	115,165	8,113			2,029	
一般会計合計	14,458,230	6,072,687	20,530,917	16,940	0	4,624,764	1,430,983	
説明 [主な事業]								
【商工政策課】	(新)はばたく！鳥取産業未来共創プロジェクト推進事業 (新)小規模事業者の経営力強化伴走支援事業 (新)サプライチェーンCO2排出量の見える化普及促進事業							
【立地戦略課】	企業立地事業補助金 (新)鳥取県産業未来共創事業							
【産業未来創造課】	(新)鳥取砂丘月面化・宇宙産業創出事業 (新)コンテンツビジネス創出「とっとりクリエイターズ・ビレッジ」プロジェクト事業 (新)【食パラダイス】フードテック活用食品開発促進事業 (新)県内産業DX生産性向上支援事業 (新)スタートアップ創出加速化事業							
【企業支援課】	(新)今から備える！事業承継準備支援事業 (新)県内事業者連携による生活店舗対策特別支援事業 (新)生活店舗対策特別金融支援事業 (新)エネルギー・原材料価格高騰対策特別金融支援事業							
【通商物流課】	(新)2024年問題に向けた持続可能な物流機能確立事業 (新)海外展開牽引企業創出事業 (新)境港国際物流ハブ機能活性化事業							
【雇用政策課】	(新)人材確保強化戦略事業 (新)支え愛就労推進事業 (新)価格適正化と賃金アップによる経済の好循環推進事業 (新)「地域の魅力×インターンシップ」拡大推進事業							
【産業人材課】	(新)「リスキリング推進企業」拡大強化事業							
【鳥取県立鳥取ハローワーク】	(新)県立ハローワーク「キャリアデザインLab(ラボ)」設置事業							

## 令和5年度一般会計補正予算説明資料

### 7 款 商工費

#### 1 項 商業費

#### 2 目 商業振興費

商工政策課(内線:7212)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) はばたく!鳥取産業未来共創プロジェクト推進事業	0	1,002	1,002				1,002	
トータルコスト	0	2,561	2,561	(補正に係る主な業務内容) 産業未来共創会議・WGの運営、セミナー開催等				
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人					

#### 事業内容の説明

##### 1 事業の目的、概要

コロナ影響の長期化、エネルギー・原材料価格上昇等による物価高騰などによる経済の停滞から、いち早く県内経済を再生させ、10年後の製造品出荷額1兆円等の成長目標の達成に向けて、産業界等とともに県内産業の未来を共創するプロジェクトを実施する。

「はばたく!鳥取産業未来共創プロジェクト」として、産業振興策を議論する「はばたく!鳥取産業未来共創会議」と、人材確保策を議論する「人材確保強化戦略会議」を両輪に、県内経済の発展と成長を実現するための戦略を構築・実行していく。

##### 2 主な事業内容

- ・産業界や学術機関の代表者が参画する「はばたく!鳥取産業未来共創会議」を設置し、鳥取県産業の「活力再生」と「発展成長」に向けた戦略を検討して、産業振興未来ビジョンへ反映する。
- ・民間と行政が目線を合わせて議論・取組(運動)を展開していくことで、県内企業が生産性向上などの経営力強化に向けた取組を自律的に進めていく気運の醸成を図る。

[共創会議での検討テーマの想定]

「事業基盤の再生・強化」「地場産業の持続的成長」「新産業創造への挑戦」「地方分散と需要獲得による産業の強靱化」「デジタル・脱炭素による産業の変革」等

(単位:千円)

区分	内容	予算額
はばたく!鳥取産業未来共創会議	<p>【概要】県内産業界や学術機関の代表等で構成する本部会議(10名程度)と、その下に若手・女性経営者をはじめとするメンバーで構成するワーキンググループ(以下「WG」)を設置する。</p> <p>WGは、圏域単位(東・中・西部)で開催するとともに、専門分野等について専門家意見を個別に確認しながら、戦略や推進施策に反映させていく。</p> <p>【事業費】本部会議・WG参加者に対する謝金・旅費</p>	462
鳥取産業未来共創セミナー	<p>【概要】プロジェクトの目標達成に向け、共創未来を見据えたセミナーを開催する。</p> <p>【事業費】セミナーの開催(3回程度)に要する講師謝金・旅費</p>	540
合計		1,002

##### 3 事業目標・取組状況・改善点

###### <事業目標>

- ・県内企業が生産性向上等の取組を自律的に進めていく気運を醸成し、10年後(令和15年度)に「製造品出荷額1兆円」「県内GDP2兆円」等の成長目標を達成する。

###### <取組状況・改善点>

- ・令和3年4月に「鳥取県産業振興未来ビジョン」を策定し、当面の3年程度(令和3~5年度)、県内産業の再生と発展に向けたリーディング・プログラムを設定した。  
産業振興未来ビジョン:令和3年度から令和12年度までの10年間の取組計画
- ・コロナ影響の長期化、円安、ロシアのウクライナ侵攻に端を発したエネルギー・原材料価格の高騰など、策定当時に想定することができなかった社会・経済環境の変容に対応するため、ビジョン策定後2年間(令和3~4年度)はコロナ禍による危機を突破するための対策に注力してきた。
- ・新型コロナウイルス感染症の法的位置付けが5類に変更されるなど、経済活動環境が正常化していく中、物価高騰対策等の当面の対策と平行して、経営環境が傷んだ中小・小規模事業者の経営力強化、コロナで変容した社会・経済に対応した地方分散の加速・新ビジネス創造、強みを有する地場産業の更なる発展に向けて、10年後の成長目標達成に向けた施策等を検討・構築・実行していくための産業界等との共創プロジェクトを新たに始動する。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

7 款 商工費

1 項 商業費

2 目 商業振興費

商工政策課 (内線: 7 2 1 2)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 小規模事業者の経営力強化伴走支援事業	0	20,200	20,200				20,200	
トータルコスト	0	21,759	21,759	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人	関係機関・事業者との連絡調整、委託契約事務等				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

コロナ禍で経営基盤が傷んだ卸小売業や飲食業をはじめとした県内小規模サービス事業者の中でも、地域になくはならない事業者が経営の立て直しや経営力強化を図り、円滑に事業を継続し発展しているよう、商工団体と専門家（中小企業診断士、税理士等）のチームによる集中的な伴走支援を実施する。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	内容	予算額
経営力強化伴走支援事業	<p><b>【概要】</b>                      地域を担う事業者の中長期的な成長・発展に向けて、肝となる経営課題の見極めから経営戦略の策定・実行まで、商工団体と専門家によるチームで集中的に伴走支援を実施する。                      事業者の課題や経営の方向性を踏まえて最適な専門家を選定し、半年程度の間、集中的に経営現場に入って収益力や経営力強化を図る。                      商工団体は、集中的な伴走支援終了後のフォローアップを実施する。</p> <p><b>【事業費】</b>                      専門家活用に係る委託料</p>	19,500
経営力強化普及拡大セミナー	<p><b>【概要】</b>                      厳しい経営状況にある事業者が経営の回復・成長への転換のきっかけをつかむためのセミナー、相談会等を開催する。</p> <p><b>【事業費】</b>                      セミナー、相談会等の開催に要する講師謝金・旅費</p>	700
合計		20,200

3 事業目標・取組状況・改善点

< 事業目標 >

地域を担う事業者が抱える経営課題を解決していくため、経営の立て直しや経営力強化の取組を集中的に支援し、地域産業の継続・発展を図る。

< 取組状況・改善点 >

- ・商工団体では従来から県内事業者に対して、金融、税務、労務等、企業経営の基礎的相談支援のほか、起業・創業、販路開拓、新事業展開等、企業の成長段階に応じた伴走型の支援を実施している。
- ・新たに商工団体と専門家がチームを組み、地域を担う事業者を対象に短期間、集中的に伴走支援を実施する。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

1項 商業費

2目 商業振興費

商工政策課(内線:7212)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) サプライチェーンCO2排出量の見える化普及促進事業	0	4,000	4,000				4,000	
トータルコスト	0	4,780	4,780	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	委託事務				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

製品の原材料調達から製造・加工・販売までのサプライチェーン上で発生するCO2排出量を把握するため、他社の間接的排出を踏まえた「Scope3(スコープ3)※1」や「カーボンフットプリント(CFP)※2」の見える化を行うことが、欧州を中心に求められ始めている。国内の大手製造業においても、同様の動きが広がりつつある中、県内企業の取引関係の維持・拡大に資するよう、いち早く国内外の動向の把握や、導入に向けた取組を普及・促進していく。

※1 Scope3…組織単位のCO2排出量のうち、燃料の燃焼等による自社の排出量(Scope1)及び他者が供給する電気等の使用による間接的排出量(Scope2)以外の原材料調達や製品の廃棄等における他者の間接的排出量

※2 カーボンフットプリント(CFP)…原材料調達から生産、流通・販売、使用・維持管理、廃棄・リサイクルまでの一連の過程で出た、製品単位のCO2排出量の総量

2 主な事業内容

(単位:千円)

区分	内容	予算額
サプライチェーン排出量見える化普及啓発事業	サプライチェーン上のCO2排出量を見える化することの必要性や、CO2排出量を算出するメリットの解説、大手先進企業の事例紹介などによるセミナーを開催し、県内企業の意識啓発を図る。	800
製品別CFP算出体験事業	日本国内においては、令和5年3月に国がカーボンフットプリントの考え方や算出方法に関するガイドラインを定め、普及を図っていく段階となっており、県内企業がいち早く基本的な考え方や具体の算出を体験できる機会を設けて、活動の実践を促進する。 (1) 算出体験講座 算出方法を体験できるワークショップを開催する。 (2) 個別企業算出体験 集合研修と個別指導を組み合わせた2か月程度のプログラムにより、簡易的な個社の製品別CO2排出量算出の取組を支援する。	3,200
合計		4,000

3 事業目標・取組状況・改善点

<事業目標>

セミナー、製品別CFP算出体験講座を実施し、県内企業の意識啓発を図る。

<取組状況・改善点>

サプライチェーン上のCO2排出量の把握・削減における国の取組は、国内では緒についたばかりであり、県内企業の取組をいち早く促進することにより、取引の維持・拡大を図っていく。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

7 款 商工費

2 項 工鉦業費

1 目 工鉦業総務費

立地戦略課(内線:7664)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考																		
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																			
企業立地事業補助金	782,459	1,209,732	1,992,191			(基金繰入金) 364,964	844,768																			
トータルコスト	801,952	1,210,512	2,012,464	(補正に係る主な業務内容)																						
従事する職員数	2.5人	0.1人	2.6人	事業者との協議、申請書の審査、補助金交付手続																						
事業内容の説明				【「新型コロナウイルス感染症対応企業支援基金」充当事業】																						
<p><b>1 事業の目的、概要</b></p> <p>企業立地等事業助成条例に基づいて認定を行った事業者の新增設等に対し、企業立地事業補助金を交付する。</p> <p>なお、同条例に基づく新規の事業認定は終了している。</p>																										
<p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>企業立地事業補助金の交付見込み増に伴う増額補正</p> <p>令和5年度当初予算成立以降に、事業費の確定等により新たに補助金交付が必要となった案件について、増額補正を行う。</p> <p>&lt;所要額&gt; 1,209,732千円</p> <p>&lt;本年度補助金交付予定&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>補正前 (A)</th> <th>補正後 (B)</th> <th>差引補正額 (B - A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付対象件数</td> <td>2件</td> <td>11件</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>投資額</td> <td>7,467,930千円</td> <td>21,639,726千円</td> <td>14,171,796千円</td> </tr> <tr> <td>補助金額</td> <td>782,459千円</td> <td>1,992,191千円</td> <td>1,209,732千円</td> </tr> </tbody> </table>										補正前 (A)	補正後 (B)	差引補正額 (B - A)	交付対象件数	2件	11件	9件	投資額	7,467,930千円	21,639,726千円	14,171,796千円	補助金額	782,459千円	1,992,191千円	1,209,732千円		
	補正前 (A)	補正後 (B)	差引補正額 (B - A)																							
交付対象件数	2件	11件	9件																							
投資額	7,467,930千円	21,639,726千円	14,171,796千円																							
補助金額	782,459千円	1,992,191千円	1,209,732千円																							
<p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b></p> <p>&lt;事業目標&gt;</p> <p>認定事業者の設備投資の円滑な実施及び新規雇用確保を推進する。</p> <p>&lt;取組状況・改善点&gt;</p> <p>企業立地認定件数の推移は次のとおりであり、県内経済の活性化につながっている。</p> <p>令和元年度以降は、産業成長応援補助金にその役割を引き継いでいる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県外企業の誘致</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>県内企業の新增設</td> <td>28</td> <td>22</td> <td>53</td> <td>31</td> <td>19</td> </tr> </tbody> </table> <p>※県外企業の誘致件数には、本社機能移転案件も含む。</p> <p>※令和元年6月末では鳥取県企業立地等事業助成条例、令和元年7月以降は鳥取県産業成長応援条例で認定した件数。</p>									区分	H30	R元	R2	R3	R4	県外企業の誘致	3	2	2	0	3	県内企業の新增設	28	22	53	31	19
区分	H30	R元	R2	R3	R4																					
県外企業の誘致	3	2	2	0	3																					
県内企業の新增設	28	22	53	31	19																					

令和5年度一般会計補正予算説明資料

7 款 商工費

2 項 工鉦業費

1 目 工鉦業総務費

立地戦略課・産業未来創造課・企業支援課・商工政策課 (内線: 7 6 6 4)

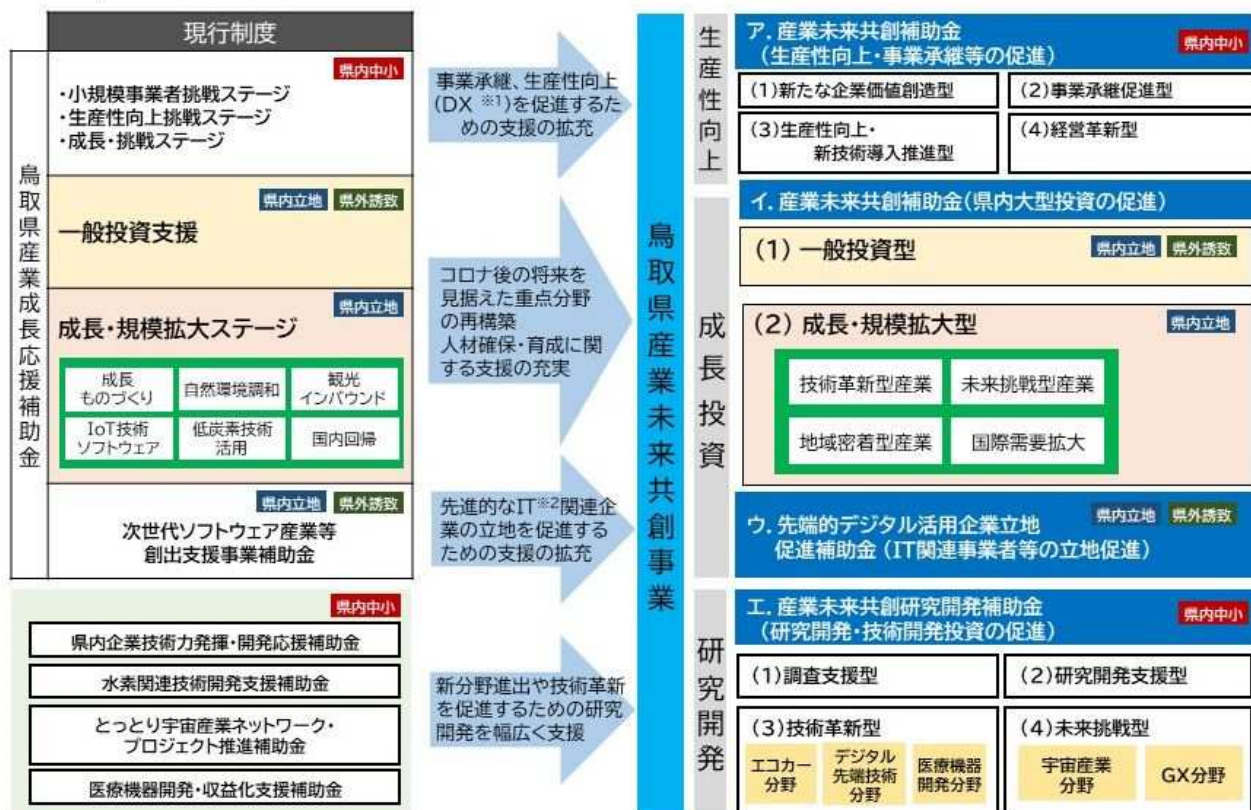
(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取県産業未来共創事業	0	〔債務負担行為〕 865,000 4,376,901	〔債務負担行為〕 865,000 4,376,901			<基金繰入金> 4,259,800	〔債務負担行為〕 865,000 117,101	
トータルコスト	0	4,389,376	4,389,376	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	1.6人	1.6人	事業者等との協議、補助金認定・検査・交付業務				
事業内容の説明				【「新型コロナウイルス感染症対応企業支援基金」充当事業】				
<b>1 事業の目的、概要</b>								
10年後の県内成長目標(製造品出荷額1兆円、県内GDP(総生産)2兆円)の達成に向け、県内産業の更なる成長を図るため、研究開発から生産性向上、成長投資の取組を一体的に支援する <b>鳥取県産業未来共創条例</b> を新たに制定し、条例に基づいて新たな補助制度を構築するとともに、当該事業活動に対する支援に係る財源として有効に活用するため、新たな基金を創設する。								
<b>2 主な事業内容</b>								
(1) 制度創設								
①産業未来共創事業								
区分	補助対象事業			補助率	補助上限額			
<b>ア. 産業未来共創補助金(生産性向上・事業承継等の促進)</b>								
県内中小企業者の成長促進、持続的発展に向けた各種成長投資への支援(新事業展開、事業承継、生産性向上、デジタル化等)								
<b>事業承継促進型の新設、企業のDX推進補助金を統合等</b>								
(1) 新たな企業価値創造型	県内に主たる事業所を有する事業者(県内事業者)が行う新たな企業価値の創造又は新技術(DX等)の導入に資する事業			1/2	2,000千円			
(2) 事業承継促進型	事業承継をした県内事業者が行う新たな企業価値の創造等に資する事業			1/2	2,000千円			
(3) 生産性向上・新技術導入推進型	認定経営力向上計画に基づき、県内事業者が行う経営力強化に資する生産性向上、働き方改革又は新技術(DX等)導入に資する事業			1/2 <sup>*1</sup>	5,000千円			
(4) 経営革新型	承認経営革新計画に基づき県内事業者が行う新たな企業価値の創造に資する事業			1/2 <sup>*1</sup>	重点分野 15,000千円 <sup>*2</sup>			
<b>イ. 産業未来共創補助金(県内大型投資の促進)</b>								
県内企業の成長に向けた大規模投資等や企業誘致による新規立地への支援(生産設備の新設、拠点整備等)								
<b>人材確保・育成経費支援の拡充(3人・5人→15人)等</b>								
(1) 一般投資型	製造業・その他の業種の事業で、投資額3,000万円超の大規模な事業			1/10 <sup>*3</sup>	5億円 <sup>*4</sup>			
(2) 成長・規模拡大型(重点分野)	県内事業者が行う将来の成長に向けた事業拡大の取組で、投資額3,000万円超の大規模な事業で重点分野に係るもの(先進性を有するものに限る)			1/5 <sup>*3</sup>	10億円			
<b>ウ. 先端的デジタル活用企業立地促進補助金(IT関連事業者等の立地促進)</b>								
一定の雇用増を伴う先進的なIT関連事業者の新規立地や県内で新たにIT関連事業に取り組もうとする事業者等への支援								
<b>人材確保・育成経費支援の拡充(5人→15人、30万円→50万円)</b>								
先端的デジタル活用企業立地促進	IT関連人材の確保・育成に係る事業(県内外の人材確保・育成:求人活動、移住経費、人材育成等)及び事務所開設、設備リース等			1/2	10,000千円/年 ※5年間			
<b>エ. 産業未来共創研究開発補助金(研究開発・技術開発投資の促進)</b>								
本県の未来を支える新産業の創造に向けた、企業等の調査研究・技術開発等への支援								
<b>複数に分かれていた研究開発補助金を統合し、段階に応じた体系的な補助金に刷新</b>								
(1) 調査支援型	新製品・技術の開発等に先立つ市場調査等の基礎的な調査研究			2/3	1,000千円			
(2) 研究開発支援型	市場規模・ニーズの把握など基礎的な調査を終え、製品化・事業化に向けてより具体化・深化させるための研究開発 ※幅広い分野における技術・研究開発			1/2	5,000千円			
(3) 技術革新型	今後の成長が見込まれる分野における技術・研究開発 ・対象: エコカー分野、デジタル先端技術分野、医療機器開発分野			1/2	5,000千円 <sup>*5</sup>			
(4) 未来挑戦型	産業未来創造研究会で推進している未来挑戦型の技術・研究開発 ・対象: 宇宙産業分野、GX分野			2/3	5,000千円 <sup>*5</sup>			
※人材確保・育成経費の補助率は1/2								
※ <sup>1</sup> 組合・任意グループ2/3 ※ <sup>2</sup> 重点分野以外は10,000千円 ※ <sup>3</sup> +5%加算あり ※ <sup>4</sup> 重点分野の一部は10億円								
※ <sup>5</sup> 複数企業10,000千円								



<主なポイント>

研究開発から生産性向上、成長投資の取組を一体的に支援



※1 DX (デジタル・トランスフォーメーション) : デジタルによる業務変革

※2 IT (インフォメーションテクノロジー) : 情報技術

<重点分野>

県の経済の成長及び発展のために重点的に成長を促す必要があるもの

[技術革新型産業] : 次世代自動車、半導体・電子デバイス、フードテック、創薬・バイオサイエンス、先進的IoT機器、航空機等

[未来挑戦型産業] : GX関連(クリーン燃料、水素、蓄電池等)、宇宙産業

[地域密着型産業] : 地域資源を活用した食品加工、地域の課題解決に貢献する産業、技術革新型産業・未来挑戦型産業に密接に関連した物流業

[国際需要拡大] : 宿泊業、飲食サービス業、地域の観光資源の強みを生かした産業

※フードテック: 最新テクノロジーにより新しい形での食品開発や調理法等を発見する技術

※IoT: あらゆるモノをインターネット・ネットワークに接続する技術

※GX: グリーン・トランスフォーメーション(脱炭素社会の実現に向けた取組みを通じた経済社会システム全体の変革)

②鳥取県産業未来共創基金

鳥取県産業未来共創条例を新たに制定し、県内の産業の振興及び持続的発展、並びに雇用の維持及び拡大を図るための施策の実施に必要な経費に充てるため、鳥取県産業未来共創基金を創設する。

積み立てた基金は、次世代の産業の創出に係る研究開発等を支援する産業未来共創補助金をはじめとした産業の振興に資する事業の財源として活用していく。

③補正額 3,117,101千円

(単位：千円)

区分		補正額
産業未来共創基金積立金		3,000,000
産業未来共創補助金	(1)新たな企業価値創造型	36,159
	(2)事業承継促進型	
	(3)生産性向上・新技術導入推進型	
	(4)経営革新型	
	(5)一般投資型	制度創設
	(6)成長・規模拡大型(重点分野)	
先端的デジタル活用企業立地促進補助金		制度創設
産業未来共創研究開発補助金	(1)調査支援型	10,000
	(2)研究開発支援型	70,000
	(3)技術革新型	
	(4)未来挑戦型	
審査会等開催事務費		942
計		3,117,101

- ・産業未来共創補助金((1)～(4)) 債務負担行為 705,000千円(令和6～8年度)
- ・産業未来共創研究開発補助金 債務負担行為 160,000千円(令和6～7年度)

(2) (旧制度) 産業成長応援補助金 1,259,800千円

(単位：千円)

区分	補正額	旧制度予算額
一般投資支援	1,259,800	(505,885)
成長・規模拡大ステージ(重点分野)		
その他(小規模事業者挑戦ステージ等)	0	(566,502)
計	1,259,800	(1,072,387)

3 事業目標・取組状況・改善点

<事業目標>

10年後の県内成長目標(製造品出荷額1兆円、県内GDP2兆円)の達成に向け、県内産業の更なる成長を図る。

<取組状況・改善点>

今回の補助制度創設に併せて、県内企業の成長への挑戦に係る支援を盛り込んだ、「鳥取県産業未来共創条例」を設定する。(現行の鳥取県産業成長応援条例は廃止。)

[制度趣旨]

- 「生産性向上」「研究開発」「成長投資」の支援フレームを刷新し、企業の発展・成長を下支えする補助制度を取りまとめて条例化。
- 自治体の最上位例規である条例に規定することで、官民が共創しながら県内産業の活力再生と発展成長を図る県の意思を明確に示す。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉱業費

産業未来創造課(内線:7663)

2目 中小企業振興費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)鳥取砂丘月面化・宇宙産業創出事業	0	34,000	34,000				34,000	
トータルコスト	0	37,899	37,899	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.5人	0.5人	関係機関・事業者等との連絡調整、事業企画運営等				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

宇宙関連産業を本県経済の成長に寄与する産業に育てていくため、鳥取砂丘月面実証フィールドを実証の場を必要とする国内外の宇宙関連企業・研究者等に提供するとともに、とっとり宇宙産業ネットワークに参加する県内企業等が連携して取り組む宇宙産業の創出に向けた実証への支援や宇宙関連人材の育成に取り組む。

2 主な事業内容

(1)鳥取砂丘月面化プロジェクト

月面環境を想定した実証フィールドの活用促進を図り、月面環境実証の拠点化を目指す。

(単位:千円)

区分	内容	予算額
鳥取砂丘月面実証フィールド発信・利用促進	鳥取砂丘月面実証フィールドを国内外に広く認知してもらい、利用促進を図るため、情報発信や誘致活動を行う。 〔実施内容〕 ○鳥取砂丘月面実証フィールド等PR(お披露目、フィールド情報発信・活用、国際宇宙産業展への出展等) 16,900千円 ○大企業・宇宙ベンチャー等が行う実証の誘致 3,000千円 ○月面産業化を目指す産学等連携組織での活動 100千円	20,000

(2)衛星データ活用・宇宙産業基盤構築

衛星データ活用によるビジネス参入を目指す企業の支援や、人材育成等を行う。

(単位:千円)

区分	内容	予算額
衛星データ活用サービス実証事業	衛星データ関連企業・情報関連企業等と県内市町村・県部局が連携して、衛星データを活用した地域課題解決に資する実証・サービス開発を行うことにより、事業化・産業化を目指す。 〔所要額〕3,000千円(委託)×2件=6,000千円	6,000
衛星データ活用人材育成	関連業界への人材供給が期待できる衛星データ活用人材を育成するための講座を開催する。	2,500
宇宙産業・人材育成事業	宇宙産業創出を支える将来人材の育成及び宇宙ベンチャー起業家育成に取り組む。 ○星取県・宇宙ビジネスプランコンテスト 4,500千円 ○宇宙産業創出連続講座 1,000千円	5,500
小計		14,000

3 事業目標・取組状況・改善点

<事業目標>

- 鳥取砂丘月面実証フィールドを国内外の宇宙関連企業・研究者等に提供することにより、県内企業や学術機関等との連携・協業、県内オフィス開設などを促し、国内における月面探査の拠点化を目指す。
- とっとり宇宙産業ネットワークに参加する県内企業等が、連携して取り組む宇宙関連の実証への支援や県内宇宙関連人材の育成に取り組むことで、鳥取発の宇宙ビジネス創出に繋げていく。

<取組状況・改善点>

- 宇宙開発の中でも月面探査への注目が高まっており、令和5年6月には、月面に類似する環境と評価される鳥取砂丘に月面探査車等の実証試験場としての鳥取砂丘月面実証フィールドを鳥取大学と連携して整備することとしている。
- 令和5年3月には、宇宙ビジネスを主体的・積極的に推進する自治体として内閣府・経済産業省が選定する「宇宙ビジネス創出推進自治体」に、本県が採択された。

## 令和5年度一般会計補正予算説明資料

7 款 商工費

2 項 工鉱業費

2 目 中小企業振興費

産業未来創造課(内線:7663)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) コンテンツビジネス創出「とっとりクリエイターズ・ビレッジ」プロジェクト事業	0	(債務負担行為) 55,200 14,800	(債務負担行為) 55,200 14,800				(債務負担行為) 55,200 14,800	
トータルコスト	0	17,919	17,919	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.4人	0.4人	契約、連絡・調整、セミナー開催				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

ゲーム産業をはじめとするコンテンツビジネス市場は拡大を続けており、本県でもコンテンツビジネス分野の産業振興を進めるために、令和4年7月に「鳥取県コンテンツビジネス研究会」を設置し、有識者から、「特に市場性・将来性が見込まれるデジタルコンテンツを中心としてコンテンツ産業の振興を図るべき」との提言を受けた。本県をデジタルコンテンツ分野の一大拠点とすることを目標に、クリエイター(創作者)等の人材育成、起業促進、企業誘致等を図って本県産業の柱の一つとして成長させ、若年層の人材流出を防ぐとともに県外・国外からの人材獲得につなげる。

※デジタルコンテンツの例：eスポーツ(スポーツ競技化した電子ゲーム)やゲーミフィケーション(ゲームの考え方を他の物事に応用すること)に対応したアプリ開発、メタバース(仮想空間)技術を活用したビジネス、VR(仮想現実技術)など

2 主な事業内容

(単位:千円)

区分	内容	予算額
「デジタルコンテンツ中核人材」移住型制作支援事業	デジタルコンテンツ分野でさらなる飛躍を目指す中核人材を全国から募集して県内活動拠点を提供し、クリエイター育成の実績を有する企業等と連携して人材育成を図りつつ、デジタルコンテンツビジネス創出の拠点化を推進する。 【事業概要】 ・全国からクリエイターを募集(事業終了後も鳥取県で活動する意欲のある者) ・鳥取県内に創作活動の拠点を提供 ・クリエイター育成に係る人材やノウハウ等を有する企業(コンテンツ業界大手企業を想定)との連携により、創作活動を一定期間(2年間)支援 <期待する効果> 全国からの人材獲得、県内クリエイターの発掘・育成と新規参入の促進、コンテンツビジネス創出の取組を全国へ発信し、県内企業の新事業展開、企業誘致、起業、移住等を促進する。 [所要額] ・活動拠点の確保等 1,800千円 ・中核人材の募集、支援の実施 12,000千円 [事業実施期間] 24か月(債務負担行為 令和6~7年度)	13,800
ゲーミフィケーションを活用したビジネス創出事業	ゲームにおけるレベルアップやスコア競争、ポイント獲得など、人々を引きつけるようなノウハウを現実の社会活動に応用し、楽しく取り組める意欲向上の手法「ゲーミフィケーション」の考え方を、地域課題解決への導入、他産業における生産性向上等へ展開し、新たなビジネスモデル創出につなげる。 [事業内容] ・ゲーミフィケーションを活用したビジネス創出に関する研修会開催(2回程度)	1,000
デジタルコンテンツ技術の普及・啓発事業	県内におけるデジタルコンテンツビジネスの創出、事業者の参入拡大等を図るため、各種セミナー、技術体験、人材育成に資する取組等の産業化に向けた事業を展開する。	0
合計		14,800

3 事業目標・取組状況・改善点

<事業目標>

- ・本県のコンテンツ産業を振興するため、クリエイターの移住や人材育成によりデジタルコンテンツの中核人材の集積を進め、鳥取県をクリエイターが集結する一大拠点とする。また、人材集積を武器に、県内企業の新事業展開、企業誘致、起業を促進する。

<取組状況・改善点>

- ・令和4年7月から「鳥取県コンテンツビジネス研究会」を設置し、本県のコンテンツ産業の振興について、県内外の専門家から意見をいただくほか、専門家から個別に意見聴取を行い、コンテンツ産業の振興に資する施策の検討を行ってきた。

## 令和5年度一般会計補正予算説明資料

7 款 商工費

2 項 工鉱業費

2 目 中小企業振興費

産業未来創造課 (内線：7663)

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)【食パラダイス】フードテック活用食品開発促進事業	0	15,460	15,460				15,460	
トータルコスト	0	24,816	24,816	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	1.2人	1.2人	研究会開催、委託契約・支払手続、関係機関・事業者等との調整等				

事業内容の説明

### 1 事業の目的、概要

県内食品関連企業の新分野進出、新規事業立ち上げ等に繋げるために、フードテックを活用した従来にはない新しい加工方法や食品原材料等を開発する。また、海外展開も視野に入れ、食の多様性（ヴィーガン、ハラール、高齢者向け等）に対応した高付加価値の新商品開発等を行う。

※フードテック：「Food」と「Technology」を組み合わせた言葉で、最新の科学技術を活用することにより、従来にはない新しい食品材料や調理方法等を生み出す食の最先端技術。

(事例) 未利用資源活用：魚介類（骨、内臓、鱗等）、酒粕、おから、昆虫（コオロギ等） など  
 新技術開発：培養肉、長期保存技術（冷蔵・梱包）、植物工場、人工養殖 など  
 多様性対応：ヴィーガン、ハラール、高齢者用・介護用機能性食品、アレルギー など  
 <食をめぐる諸課題>

- ・世界的な人口増加に伴う食糧不足
- ・紛争等に伴う、原材料価格の高騰や安定供給の確保
- ・SDGsへの関心の高まりにより、廃棄物削減や環境負荷低減等の社会課題解決
- ・健康・環境志向など消費者の価値観が多様化。（ヴィーガン、ハラール等）

※ヴィーガン：卵や乳製品を含む、動物性食品をいっさい口にしない完全菜食主義者のこと。

※ハラール：イスラム教徒が、イスラム法上で食べることが許されている食材や料理のこと。

### 2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	内容	予算額
フードテック活用研究会事業	新たにフードテック活用研究会を立ち上げ、食の多様性の考え方、海外を含めた新食品開発の取組や最新動向を紹介するセミナー・試食会のほか、フードテックを活用した食品開発が、地域経済や産業創出に与える影響についてのセミナー等を開催する。	1,350
フードテック研究開発・販路開拓事業	フードテック活用食品の動向・消費者ニーズ等を勘案して、開発ターゲットや方向性を決定したうえで、その後県内で発生している加工副産物等を活用した新食品開発を行う。 試作段階では、試食会を開催し、その意見を参考に改善を行う。また、展示会に出展し、飲食店・仕入担当者・商社等に対してPR・ニーズ調査を行う。 ■R5のターゲット 魚介（骨・内臓等）、酒粕、おから等のアップサイクル（創造的再生） [委託先：（地独）鳥取県産業技術センター]	14,110

### 3 事業目標・取組状況・改善点

<事業目標>

- ・新食品の製品化の取組を開始する企業数：5社
- ・廃棄物をアップサイクル食品の原材料として検討を開始する企業数：5社

<取組状況・改善点>

- ・（地独）鳥取県産業技術センター食品開発研究所（境港市）では、県内で水揚げされた魚について、未利用部位を活用した魚肉ブロックの技術移転・商品化を行ってきた。また、副産物活用（おから、酒粕）による新食品開発の基礎的な取組を開始している。
- ・県内におけるフードテックの蓄積はできつつあるが、付加価値の高い商品の開発・商品化に向けて、食に関する世界的な課題や動向等を踏まえた本県のフードテックに係る取組を戦略的に推進することが必要である。このため、産業未来創造研究会として新たにフードテック活用研究会を立ち上げ、関連企業、試験研究機関等の連携体制で検討を進めていく。

（産業未来創造研究会）

本県産業の成長軸となりうる成長産業分野参入に向けて、分野毎の研究会活動を実施。

※脱炭素技術研究会（次世代自動車・水素）、とっとり宇宙産業ネットワーク、コンテンツビジネス研究会など

※新たなテーマ設定についても柔軟に対応

令和5年度一般会計補正予算説明資料

7 款 商工費

2 項 工鉱業費

2 目 中小企業振興費

産業未来創造課(内線:7663)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 県内産業DX生産性向上支援事業	0	22,150	22,150				22,150	
トータルコスト	0	23,709	23,709	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人	ワークショップ開催、委託契約、関係機関との調整等				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

製造品出荷額1兆円、県内GDP(総生産)2兆円の実現に向けて、これを支える基盤の一つとなる「産業DX」の導入をあらゆる業種において強力に推進するとともに、製造品出荷額増加の核となる製造業において、工場全体のDX化・スマートファクトリー化に取り組む技術者を育成する。

※DX(デジタルトランスフォーメーション):デジタルによる業務変革。

※スマートファクトリー:デジタル技術により業務管理を行う工場。

2 主な事業内容

(1)DX導入加速化事業(10,000千円)

(単位:千円)

区分	内容	予算額
DXの裾野を広げるワークショップ型支援事業	業種等に応じて共通する課題の解決に向けて、DX導入を具体的に検討・実践する企業を支援し、その成果を普及していく。 (1)DX取組事例紹介 (2)ワークショップ(研修会)開催(12回程度) (3)成果発表会 ＜解決すべき課題の例＞ ・製造業のDX導入による生産性向上(人手不足解消など) ・事務管理部門の効率化 ・市場が限られた県内だけでなく、全国市場の顧客を獲得した売上の向上。 ・生成AI(チャットGPT等の人工知能)、IoT、ビッグデータ分析・活用等、先端デジタル技術を活用した事業変革など	10,000

(2)製造業スマートファクトリー化推進事業(12,150千円)

「とっとりロボットハブ」を活用した協働型ロボット(人と連携した作業が可能なロボット)による生産性向上の取組を進展させ、工場全体のDX化(スマートファクトリー化)を推進する。

※とっとりロボットハブ:令和元年に(地独)鳥取県産業技術センターに整備したAI・IoT・ロボット等実装支援拠点

(単位:千円)

区分	内容	予算額
製造DX促進に向けた普及啓発	ロボット導入や生産工程のDX化の最終決断をする経営者層を対象に、DXによる目指すべき製造形態や成功事例を学ぶセミナーを開催する。また、現場の課題と将来像を、経営者、生産管理責任者、現場作業者が一緒に議論し明確化するワークショップを開催する。	3,200
スマートファクトリー実装支援 〔委託先: (地独)鳥取県産業技術センター〕	(人材育成研修事業) AI、IoT、ロボット等の製造現場への導入や活用の方法等の一連の流れを学ぶ実習形式の技術研修を、製造現場の技術者等を対象に開催する。	2,550
	(専門家派遣事業) 生産性向上のためのDX化に取り組む際の課題について、技術的な指導・助言を行う専門家(生産工程の改善・自動化が専門)を派遣する。	3,000
	(IoT共通プラットフォーム構築事業) DX導入の前提となる生産工程の見える化に関して、いずれの製造現場でも利用可能な標準システム(共通プラットフォーム)を開発し、県内企業での導入を推進する。	3,400

3 事業目標・取組状況・改善点

＜事業目標＞

製造品出荷額1兆円、県内GDP2兆円の実現に向けて、県内産業のDX推進による生産性向上、県内製造業のスマートファクトリー化の展開を図る。

＜取組状況・改善点＞

- ・県内産業のDX促進のため、令和3年度から、DX導入、人材育成のノウハウ等について外部専門家が伴走支援を実施(計13社を支援)するとともに、DX導入の具体的な取組に対して補助事業を実施(計40社を支援)してきた。
- ・令和2～4年度には、「ロボット協働人材育成事業」(産業技術センター委託)を実施し、ロボット技術(AI、IoT含む)に係わる技術者育成のための実践研修や、課題解決のための専門家派遣等を行い、企業の生産性向上の支援を行った。
- ・多品種少量生産型の県内の製造業にとって、理想的な製造形態はスマートファクトリー化であり、そのためには工場全体のDX化(デジタル化)やIT技術(ソフトウェア技術)が不可欠である。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

7 款 商工費

2 項 工鉱業費

産業未来創造課(内線:7663)

2 目 中小企業振興費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) スタートアップ創出加速化事業	0	(債務負担行為) 18,000 21,600	(債務負担行為) 18,000 21,600				(債務負担行為) 18,000 21,600	
トータルコスト	0	23,159	23,159	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人	関係機関・事業者等との連絡調整、事業企画運営等				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

国においては「新しい資本主義」を実現するための柱として「スタートアップ創出」を位置づけているなか、本県においても今後の県内産業の重要な担い手となるスタートアップの育成に向けて、起業家予備軍の発掘、育成、事業化促進等の取組を推進する。

※スタートアップ:投資家等からの出資による資金調達も含めた幅広い手段を選択肢としながら、成長性の高い新規ビジネスを創出する者(起業間もない者はもちろん、既存の別事業を持つ経営者や、後継ぎ経営者等も含む)

2 主な事業内容

(単位:千円)

区分	内容	予算額																
<b>■事業立ち上げ期支援</b>																		
首都圏を含む潜在起業家発掘事業	県内の起業家関心者及び首都圏在住で将来的な移住・二拠点生活を検討している、潜在的な起業関心者層の発掘等を目的として、起業に必要な知識・ノウハウを仲間とともに学ぶプログラムを実施する。 (実施内容)ビジネスプラン等に係る研修(対面、オンライン)、発表会など	3,000																
スタートアップ創出促進金融支援事業	創業支援資金に創業時の経営者リスクを軽減するために個人保証を不要とする新たな信用保証制度を活用した特別枠を創設する。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>資金用途</td> <td>運転資金及び設備資金</td> <td>担保・保証人</td> <td>いずれも徴求しない</td> </tr> <tr> <td>融資上限額</td> <td>3,500万円</td> <td>融資期間</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>融資利率</td> <td colspan="3">1.66% ※経済変動・災害対応等を除いた最優遇金利を適用</td> </tr> <tr> <td>保証料率</td> <td>0.8%※国制度から0.2%引下げ</td> <td>融資枠</td> <td>10億円</td> </tr> </table>	資金用途	運転資金及び設備資金	担保・保証人	いずれも徴求しない	融資上限額	3,500万円	融資期間	10年間	融資利率	1.66% ※経済変動・災害対応等を除いた最優遇金利を適用			保証料率	0.8%※国制度から0.2%引下げ	融資枠	10億円	2,000
資金用途	運転資金及び設備資金	担保・保証人	いずれも徴求しない															
融資上限額	3,500万円	融資期間	10年間															
融資利率	1.66% ※経済変動・災害対応等を除いた最優遇金利を適用																	
保証料率	0.8%※国制度から0.2%引下げ	融資枠	10億円															
<b>■事業化・拡大期支援</b>																		
エクイティファイナンス活用型中核企業創出・育成事業	○エクイティファイナンス活用セミナー 本県における中核企業創出・育成につなげるため、エクイティファイナンス活用を通じた成長意欲を向上させるセミナーを開催する。 ○ビジネスプランプレゼンイベント 投資家からの資金調達に向けた後押し等を目的に、県外から投資家を招き、県内企業によるビジネスプランのプレゼンを行うイベントを開催する。 ※ <i>エクイティファックス</i> :新株発行等により投資家から出資を受ける資金調達手法(直接金融)	4,000																
スタートアップ創出加速化補助金	本県産業を牽引する可能性を秘めた成長性の高いスタートアップビジネスの事業化や事業拡大に向けた事業推進経費を支援する。 (1) 事業化促進型 県実施起業家育成プログラム(TORIGGER)で選抜されたビジネスプランの事業化に係る経費を補助する。 [補助率] 2/3 [補助限度額] 2,000千円 [事業実施期間] 最長24か月 (債務負担行為:令和6~7年度) (2) 事業拡大型 事業性・成長性が投資会社から評価され、出資を受けた事業者の事業拡大に向けた経費を補助する。 [補助率] 2/3 [補助限度額] 10,000千円 [事業実施期間] 最長36か月 (債務負担行為:令和6~8年度)	12,600																
合 計		21,600																

3 事業目標・取組状況・改善点

<事業目標> 市町村・商工団体との連携による地域創業:1,500件(令和元~6年度)  
新規性・成長性の高い起業:50件(令和2~6年度)

<取組状況・改善点>

平成23年度以降、起業家育成プログラムで141計画の事業プラン構築を支援し、スタートアップ応援事業補助金で834件の支援を行った。また、地域課題解決型起業支援補助金で21件を支援したほか、起業創業トライ補助金で58件の起業を支援した。



令和5年度一般会計補正予算説明資料

7 款 商工費

2 項 工鉦業費

2 目 中小企業振興費

産業未来創造課 (内線: 7663)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとりバイオフロンティア管理運営事業	95,316	8,008	103,324				8,008	
トータルコスト	103,113	8,788	111,901	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.0人	0.1人	1.1人	修繕対応等				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

指定管理により、鳥取大学の染色体工学技術等を活用したバイオ産業の創出を目的として設置した「とっとりバイオフロンティア」の管理運営を実施する。

(施設概要) 所在地: 米子市西町86番地(鳥取大学米子キャンパス内、平成23年4月26日開設)

構造: 鉄骨造3階建 延面積 約1,260.84㎡

主な施設: 1階 研修室、オープンラボ

2階 管理室、共同実験室(機器分析、細胞実験、遺伝子実験)

3階 実験室、居室、動物飼育室

実験機器: 染色体解析専用顕微鏡、共焦点顕微鏡、遺伝子抽出装置、超遠心分離機等

2 主な事業内容

建設後12年を経過し、外壁に破損(大きなひび割れ)と変形(大きく湾曲)がみられることから、安全対策実施に向けた改修計画を策定するため、外壁劣化診断及び改修設計を委託する。

(単位: 千円)

区分	金額
外壁劣化診断調査	5,968
改修設計	1,312
消費税	728
合計	8,008

3 事業目標・取組状況・改善点

<事業目標>

とっとりバイオフロンティアの適切な管理運営により、鳥取大学の染色体工学技術等を活用したバイオ産業の創出を促進する。

<取組状況・改善点>

- とっとりバイオフロンティアは開設から12年を迎えた。染色体工学技術やバイオ関連企業の事業化に向けたマッチング支援等に取り組むとともに、隣接地の鳥取大学とっとり創薬実証センターとも連携し、バイオ産業集積を進めている。

- とっとりバイオフロンティアの入居状況(令和5年5月末現在)

1階 オープンラボ(染色体工学共同研究拠点) 1/1室

3階 貸居室 4/4室、貸実験室 4/4室、貸動物飼育室 3/4室

※2階は共同利用実験スペース



令和5年度一般会計補正予算説明資料

7 款 商工費

2 項 工鉦業費

2 目 中小企業振興費

産業未来創造課 (内線: 7663)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)とっとりバイオフロンティア基金造成補助事業	0	12,693	12,693				12,693	
トータルコスト	0	13,473	13,473	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	関係機関との調整、補助金交付手続				
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的、概要</b>								
とっとりバイオフロンティアの指定管理者である公益財団法人鳥取県産業振興機構に対し、令和4年度指定管理料の余剰額の一部を基金として積み立てるための補助金を交付する。								
<p>&lt;基金造成補助金の仕組み&gt;</p> <p>県立指定管理施設のうち、指名指定により管理者を決定している施設については、指定管理料余剰額のうち、経費節減等の経営努力により生じたと認める額を指定管理者が別途設ける基金に積み立て、指定管理者が自主的に行う公益事業等に使用できる仕組みとしている。</p>								
<b>2 主な事業内容</b>								
令和4年度とっとりバイオフロンティア指定管理料支払額88,503千円の余剰額17,062千円のうち、外部委託業務等の複数年契約化による請負差額等を除いた、経費節減等の経営努力によると認める額を、基金造成補助金として指定管理者に交付する。								
				区分		金額		
				令和4年度指定管理料支払額		88,503千円		
				令和4年度指定管理料余剰額 (A)		17,062千円		
				外部委託業務等の複数年契約化による請負差額等 (B)		4,369千円		
				差引 (基金造成補助金額) (A) - (B)		12,693千円		
○補助金交付先: 公益財団法人鳥取県産業振興機構 (指定管理者)								
○基金取崩額を充当できる事業								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能向上のための施設、設備、機器、開放機器の消耗品購入等の施設設備・機器整備事業</li> <li>・施設に係る情報発信、利用促進事業</li> <li>・施設において実施する開放機器利用説明会、バイオ人材育成講座等の研修事業</li> <li>・先進地や類似施設の視察・研修等の職員研修事業</li> </ul>								
<b>3 事業目標・取組状況・改善点</b>								
<事業目標>								
設備・実験機器の設置・更新等により、とっとりバイオフロンティアの機能及び施設利用者の利便性を高める。								
<取組状況・改善点>								
平成24年度の基金造成以降、本基金を財源に実体顕微鏡、超低温フリーザー等を整備している。								
(整備累計額 約38,410千円)								

令和5年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

1項 商業費

2目 商業振興費

企業支援課(内線:7658)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)今から備える! 事業承継準備支援事業	0	17,652	17,652				17,652	
トータルコスト	0	18,227	18,227	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人	体制構築、内容検討、講座運営等				
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的、概要</b>								
現経営者、後継候補者、支援機関それぞれの立場の者が早期から事業承継について学習できる環境を構築し、将来の円滑な事業承継に向けた具体的な行動を促すとともに、民間プラットフォームを活用した第三者承継支援を拡充する。								
<b>2 主な事業内容</b>								
(1) 現経営者の承継準備支援事業 (単位:千円)								
区分	内容						予算額	
「とっとり事業承継アカデミー」開講事業	現経営者を対象に、将来の事業承継に備えて「承継しやすい会社」に磨き上げることを目指す講座を開講する。 講師:(一社)鳥取県中小企業診断士協会、承継関係コンサルタント、学識者等						8,000	
(2) 後継候補者の承継準備支援事業 (単位:千円)								
区分	内容						予算額	
「アトツグビジネススクール」開講事業	(1) アトツグ企業経営力向上事業 主に親族・従業員承継候補者を対象に、県内外の事業承継事例を題材にして承継後の具体的な経営者像をイメージできるような基本的な知識も含めた企業経営のポイントを会得する講座を開講する。 講師:親族・従業員承継を行った県内経営者、商工団体等 (2) アトツグ特別講座開講事業(アドバンテージコース) 承継意欲が高まった候補者が新たな事業展開により成長に挑戦していくための計画策定や実践を後押しする特別講座を開講する。						3,000	
「ヒキツグマッチング」推進事業	第三者承継について、現在県が活用しているインターネット上の民間プラットフォームにおいて、新たに後継候補者情報をオープンにして承継を促進させる実証事業を実施するほか、副業・兼業関心層等を後継候補者に誘導するセミナー等の開催及び民間投資会社との連携など、多様な事業承継手法を検討する。						3,652	
合計							6,652	
(3) 提案型支援者育成による承継準備支援事業 (単位:千円)								
区分	内容						予算額	
事業承継に寄り添う提案型支援者「地域事業承継案内人」育成事業	採算面の視点だけでなく地域特性や社会の趨勢等も踏まえた広い視野で適切なアドバイスができ、事業承継の悩みを受け止められる者を育成するため、商工団体・金融機関・士業者等を対象に支援者育成講座を開講する。講師:県内外の事業承継支援経験者等						3,000	
(4) (再掲) 産業未来共創補助金「事業承継促進型」								
産業未来共創補助金に「事業承継促進型」を新設し、事業承継に伴う新たな取組(設備投資、販路開拓等)を支援する。(補助率:1/2、補助限度額:2,000千円)								
<b>3 事業目標・取組状況・改善点</b>								
<事業目標> 県内中小企業等の事業承継を促進し、県内産業の持続的発展を図る。								
<取組状況・改善点>								
<ul style="list-style-type: none"> <li>県内中小企業の後継者不在率は、令和3年10月の実態調査において57.0%(回答4,386社中2,500社)と非常に高くなっているが、現経営者、後継候補者とも早期から事業承継のイメージを持つことが少なく、具体的な行動を起こせていない。</li> <li>令和4年度から鳥取県商工会連合会等との連携による中山間地域の事業承継のモデル構築や、後継者不在事業者の情報をオープンにしての全国の起業希望者とのマッチング実証に取り組んでいる。</li> </ul>								

令和5年度一般会計補正予算説明資料

7 款 商工費

1 項 商業費

2 目 商業振興費

企業支援課(内線:7658)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 地域商業活性化促進支援事業	0	20,833	20,833				20,833	
トータルコスト	0	21,613	21,613	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	補助金申請受付・審査、補助金交付手続				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

商店街振興組合等が中心市街地及び商店街等の振興や社会的・公共的役割等の向上のために実施する商店街等施設の整備・改修等に要する経費を支援する。

2 主な事業内容

中心市街地の商店街エリアの集客力を高め、にぎわいを創出するために商店街が行う環境整備等に支援を行う米子市に対して助成を行う(間接補助)。

(単位:千円)

区分	内容	予算額												
地域商業活性化促進支援事業補助金	<p>角盤町商店街振興組合が実施する「える・もーる」アーケードの改修(外装改修、LED照明・ソーラーパネル設置等)に要する経費について、米子市とともに経費の一部を支援する。</p> <p>(1) 補助対象者 米子市</p> <p>(2) 補助対象経費 角盤町商店街振興組合が行う商店街等施設の整備・改修に係る工事費等(える・もーる1番街(アーケード)のリニューアル工事) ※令和6年3月事業完了予定</p> <p>(3) 補助率・補助限度額 ・補助対象経費の額の1/3又は市補助額の1/2のいずれか低い額 ・国の社会資本整備総合交付金(国交省:まちなかウォークアブル推進事業、補助率1/2)を活用する予定</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>総事業費</td> <td>125,000千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">《財源内訳》</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>62,500千円(総事業費の1/2)</td> </tr> <tr> <td>鳥取県</td> <td>20,833千円(総事業費の1/6)</td> </tr> <tr> <td>米子市</td> <td>20,834千円(総事業費の1/6)</td> </tr> <tr> <td>角盤町商店街振興組合</td> <td>20,833千円(総事業費の1/6)</td> </tr> </table>	総事業費	125,000千円	《財源内訳》		国	62,500千円(総事業費の1/2)	鳥取県	20,833千円(総事業費の1/6)	米子市	20,834千円(総事業費の1/6)	角盤町商店街振興組合	20,833千円(総事業費の1/6)	20,833
総事業費	125,000千円													
《財源内訳》														
国	62,500千円(総事業費の1/2)													
鳥取県	20,833千円(総事業費の1/6)													
米子市	20,834千円(総事業費の1/6)													
角盤町商店街振興組合	20,833千円(総事業費の1/6)													

3 事業目標・取組状況・改善点

<事業目標>

中心市街地等の商業・居住エリア(商店街とその周辺地域)であるまちなか振興の観点から商業・サービス機能強化や環境整備を図る。

<取組状況・改善点>

国の事業を活用しながら、これまで各地域の商店街の特性に応じた支援を行ってきた。

平成22年度:法勝寺町商業環境整備事業(米子市)、五臓圓ビル再生事業(鳥取市)

平成23年度:若桜街道商店街活性化事業(鳥取市)

平成24年度:元町通り商業環境整備事業(米子市)

平成25年度:鳥取駅前サンロード改修事業(鳥取市)

平成26年度:笑い通り商店街商業環境整備事業(米子市)、

若桜街道アーケード改修事業(鳥取市)、川端通り街づくり事業(鳥取市)

平成27年度:鳥取本通商店街通り環境再構築事業(鳥取市)

## 令和5年度一般会計補正予算説明資料

7 款 商工費

1 項 商業費

2 目 商業振興費

企業支援課(内線:7658)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 県内事業者連携による生活店舗対策特別支援事業	0	50,000	50,000				50,000	
トータルコスト	0	51,067	51,067	(補正に係る主な業務内容) 申請相談・補助金申請受付・審査・補助金交付手続				
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人					

事業内容の説明

**1 事業の目的、概要**

トスク等 J A 生活店舗の廃止等に伴う経営環境の変化を乗り切るため、影響を受ける県内中小企業等が調達・配送等の共同化の仕組みを導入し、体質強化、高収益化、販路拡大等の経営力向上を図る取組を、市町村と協調して支援する。

**2 主な事業内容**

生活店舗の廃止等の影響を受ける県内中小企業等で構成する任意グループ等が行う以下の取組を支援する。

(単位:千円)

区分	内容	予算額
県内事業者連携による生活店舗対策特別支援事業補助金	<p>(1) 補助対象者 トスク等 J A 生活店舗の廃止等による影響を受けた組合、業界団体、任意グループ(商工業を主たる事業として営む県内中小企業のうち、影響を受けた1者以上を含めた2者以上のグループ)</p> <p>(2) 補助対象経費 経営環境の変化に対応した調達・配送等の共同化にグループ等で取り組む事業に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コスト削減や付加価値の向上に係る専門家経費</li> <li>・調達先・配送先の新規開拓に係る調査費</li> <li>・高効率・高収益化のための仕組みづくりに要する経費</li> <li>・共同調達等に必要なシステム導入費・実証経費</li> <li>・上記に伴う設備、施設費等</li> </ul> <p>(3) 補助率 1/3 (補助対象者への直接補助) ※市町村が県と協調して支援を行うことを要件とする</p> <p>(4) 補助限度額 10,000千円</p>	50,000

**3 事業目標・取組状況・改善点**

<事業目標>

J A 等の生活店舗の廃止等に伴う納入事業者等の売上減少対策として、納入事業者等が共同で行う調達・配送等の仕組みを支援することで、事業の継続及び経営力向上を図る。

<取組状況・改善点>

トスク・A コープの存廃が検討されている中山間地域やまちなかでの買物環境の確保が求められていることから、機動的に地元・J A・事業者等と連携して政策を推進するため、買物環境確保推進課を中心に部局横断で対応している。

## 令和5年度一般会計補正予算説明資料

7 款 商工費

1 項 商業費

3 目 金融対策費

企業支援課（内線：7658）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）生活店舗対策特別金融支援事業	0	2,000	2,000				2,000	
トータルコスト	0	2,780	2,780	（補正に係る主な業務内容） 利子及び保証料補助金交付事務、融資相談、制度内容紹介				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人					

事業内容の説明

**1 事業の目的、概要**

トスク等JA生活店舗再編に伴う経営環境の変化により、当該事業者と取引関係を有する県内事業者等の事業活動への悪影響が懸念されるため、地域経済変動対策資金を発動し資金繰りを支援するとともに、市町村と協調した最大実質無利子化（最長3年間）により、当該資金を利用する中小事業者の利子負担の軽減を図る。

**2 主な事業内容**

- ・倒産等に伴い地域経済に大きな影響を及ぼす事業者として「トスク等JA生活店舗」を指定し、地域経済変動対策資金（トスク等JA生活店舗再編対策枠）を発動する。
- ・同資金の融資枠は10億円、申込受付期間は令和5年12月末までとする。
- ・市町村が同資金を利用する県内中小事業者等の利子負担（借換資金に係る部分を除く）に対し補助する場合、最長3年間、市町村の補助に要する経費の1/2を補助（間接補助）する。

**【鳥取県地域経済変動対策資金（トスク等JA生活店舗再編対策枠）の内容】**

融資対象者	トスク等JA生活店舗との取引割合が10%以上を占める者又は取引関係はないが、トスク等JA生活店舗の事業活動の変更を受けて、経営の安定に明らかに深刻な影響が生じていることが認められる者のうち、次のいずれかに該当する者 ア 最近3か月の平均売上高等が前年同期比5%以上減少 イ 最近1か月（実績）とその後2か月を含む3か月間の売上高等見込みが前年同期比5%以上減少 ウ 新たな取引関係の構築、新事業の展開、販売促進のための新たな取組又は新技術・新製品の開発等を行うための具体的な事業を実施
資金使途	運転資金、設備資金又は借換資金（借換資金は、運転資金又は設備資金の借入に併せて保証付き借入金の取りまとめを行う場合に限る。）
融資限度額	2億8,000万円
融資期間	10年以内（据置3年以内を含む）
融資利率	年1.43パーセント
信用保証料率	年0.23～0.68パーセント（9区分）

**3 事業目標・取組状況・改善点**

<事業目標>

地域経済に大きな影響を及ぼす経済環境の変化に対して対策資金を機動的に発動し、県内中小企業者等の資金需要に即応できる体制を整える。

<取組状況・改善点>

トスク・Aコープの存廃が検討されている中山間地域やまちなかでの買物環境の確保が求められていることから、機動的に地元・JA・事業者等と連携して政策を推進するため、買物環境確保推進課を中心に部局横断で対応している。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

1項 商業費

企業支援課（内線：7658）

3目 金融対策費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) エネルギー・原材料価格高騰対策特別金融支援事業	0	6,169	6,169	6,169				
トータルコスト	0	7,728	7,728	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人	利子及び保証料補助金交付事務、融資相談、制度内容紹介				

事業内容の説明 【「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」充当事業】

1 事業の目的、概要

エネルギー・原材料価格の高騰による県内中小企業者への悪影響の長期化が想定されるため、令和5年度当初予算により現在発動中の地域経済変動対策資金（エネルギー・原材料価格高騰対策枠）の融資枠の拡充及び受付期間の延長を行うとともに、市町村と協調した最大実質無利子化（最長3年間）を実施することにより、当該資金を利用する中小事業者の利子負担の軽減を図る。

2 主な事業内容

- ・地域経済変動対策資金（エネルギー・原材料価格高騰対策枠）の融資枠を30億円から60億円に拡充する。
- ・同資金の申込受付期間を令和5年6月末から同年12月末まで延長する。
- ・市町村が同資金を利用する県内中小企業者等の利子負担（借換資金に係る部分を除く）に対し補助する場合、最長3年間、市町村の補助に要する経費の1/2を補助（間接補助）する。

【鳥取県地域経済変動対策資金（エネルギー・原材料価格高騰対策枠）の内容】

融資対象者	エネルギー・原材料価格高騰に起因する著しい需要の減少により、次のいずれかに該当する者 ア 最近3か月の平均売上高等が前年同期比5%以上減少 イ 最近1か月（実績）とその後2か月を含む3か月間の売上高等見込みが前年同期比5%以上減少 ウ 最近1か月の売上総利益率又は営業利益率が前年同月と比べ減少
資金使途	運転資金、設備資金又は借換資金（借換資金は、運転資金又は設備資金の借入に併せて保証付き借入金の取りまとめを行う場合に限る。）
融資限度額	2億8,000万円
融資期間	10年以内（据置3年以内を含む）
融資利率	年1.43パーセント
信用保証料率	年0.23～0.68パーセント（9区分）

3 事業目標・取組状況・改善点

<事業目標>

地域経済に大きな影響を及ぼす経済環境の変化に対して対策資金を機動的に発動し、県内中小企業者等の資金需要に即応できる体制を整える。

<取組状況・改善点>

令和3年度以降、燃油・原材料価格の高騰、円安等により経営上の影響を受ける県内中小企業者に対して「地域経済変動対策資金」を発動し、切れ目ない資金繰り支援を実施している。

（これまでの融資実績：404件 6,624,407千円（令和5年4月末現在））

令和5年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

1項 商業費

4目 貿易振興費

通商物流課(内線:7659)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)2024年問題に向けた持続可能な物流機能確立事業	0	45,000	45,000				45,000	
トータルコスト	0	48,899	48,899	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.5人	0.5人	申請受付・審査、補助金交付手続、問合せ対応、制度周知・広報等				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

「物流の2024年問題」(注1)の解決に向けて、「ホワイト物流推進運動」(注2)の普及を通じた持続可能な物流機能の構築を図るため、啓発事業や荷主や運送事業者が実施する物流効率化の取組を支援する。

(注1)「物流の2024年問題」

2024年4月から、働き方改革関連法による運送事業者に対する罰則付きの残業規制がスタートすることから、物流の停滞やドライバー不足等、様々な物流課題が生じること

(注2)「ホワイト物流推進運動」

トラック輸送の生産性向上・物流の効率化、物流現場における労働環境の改善等、荷主と運送事業者が協力して、安定した物流機能を維持することを目的とした国が中心となって進める運動のこと

2 主な事業内容

(単位:千円)

区分	内容	予算額
「物流の2024年問題」解決に向けた啓発事業	「物流の2024年問題」に対応するため、物流機能の維持・確立を目的とした啓発事業を実施する。(中小企業向け優良事例セミナー及び事例勉強会の開催)	2,000
ホワイト物流推進事業	(1) ホワイト物流ミニマルチャレンジ補助金 ※ミニマル:「最小限の」の意味 ホワイト物流の推進に向け、新規の初動的、試験的な物流改善にチャレンジする企業に対して補助金を交付する。 【対象経費】物流効率化・省力化できる先端的な物流実現のため、先端設備・機器等の初動的、試験的な導入に対する経費。 【補助率等】1/2 補助限度額500千円	3,000
	(2) ホワイトな物流環境構築推進補助金 荷主や運送事業者が「ホワイト物流宣言」を行い、物流効率化や荷主と運送事業者との運送契約見直し等に資する取組を行った場合に補助金を交付する。 【対象者】荷主:県内に本社、工場、店舗等の主要施設を有する者 運送事業者:県内に本社を有する中小企業 【補助条件及び対象経費】 国が定める「ホワイト物流推進運動」への賛同表明を行い、ホワイト物流推進運動推奨項目A(注3)に掲げられた項目のうち物流効率化に資する取組に係る経費 (例)・配車システム導入等によるデジタル化による物流効率化 ・荷役時間短縮のための出荷レーンの複線化や倉庫の改修 ・鉄道・船舶へのモーダルシフト(輸送手段の転換) 【補助率等】1/2、補助限度額5,000千円 (運送事業者と荷主企業が共同で行う場合は、補助限度額10,000千円とし、併せて、運送事業者と荷主が推奨項目B(注4)のうち燃油サーチャージ(特別付加運賃)の導入、または、運賃と付帯作業の別建て契約を行った場合は、補助率を2/3に引き上げる) (注3) A 運送内容の見直し(パレット等の活用、配送ルートの変更、納品日の見直しなど) (注4) B 運送契約の方法(運賃と料金の別建て契約、燃油サーチャージの導入)	40,000
合計		45,000

3 事業目標・取組状況・改善点

<事業目標>

「物流の2024年問題」が控える中、荷物が運べなくなるリスクが高まっていることから、ホワイト物流の推進により県民のくらしや産業を支える社会的インフラである物流を安定的かつ持続可能なものとしていく。

<取組状況・改善点>

県内運送事業者の行う物流効率化の取組を支援(令和4年度12月補正での「物価高騰を乗り越える物流効率化補助金」採択事業者:10社。予算対比約87%)してきた結果、ホワイト物流宣言の県内登録件数(17件)は前年同期比(4月末)4.25倍と全国の1.14倍を上回る状況であり、改善事例も運送事業者を中心に進展している。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

7 款 商工費

1 項 商業費

4 目 貿易振興費

通商物流課(内線:7659)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)海外展開牽引企業創出事業	0	(債務負担行為) 16,000 17,220	(債務負担行為) 16,000 17,220				(債務負担行為) 16,000 17,220	
トータルコスト	0	20,339	20,339	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.4人	0.4人	申請受付・審査、補助金交付手続、問合せ対応、制度周知・広報等				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

海外ビジネス展開において、円安や海外往来の規制緩和という商機とウクライナ危機に起因するリスクが混在する中、国際経済変動に対応した強靱な海外ビジネス展開できる県内企業を育成し、外需獲得を促進する。

2 主な事業内容

(単位:千円)

区分	内容	予算額
海外展開牽引企業創出補助金	<p>(1) 商社育成型 商社機能を持つ県内企業を育成することで、県内の商材をとりまとめて海外に展開していく取組を促進する。 補助対象者: 県内中小企業等 補助対象事業: 県産品や県内企業の製品をとりまとめ海外販路開拓に向けた物産展・商談会・バイヤー招へい等を行う取組 補助率等: 2/3、補助限度額1,000千円(但し県内港湾を利用した輸出を行う取組の場合、補助限度額2,000千円) 所要額: 6,000千円</p> <p>(2) プロジェクト連携型 県内企業が、ビジネスプロジェクトの核となる他の企業や研究機関等と連携して、グループで戦略的に海外市場を開拓していく取組を支援する。 補助対象者: 県内中小企業等と他企業・研究機関・商社等によるグループ 補助対象事業: 他の企業や研究機関が核となるビジネスプロジェクトに参画するなど、グループによる戦略的な海外展開の取組 補助率: 2/3、補助限度額2,000千円 (うち旅費交通費は補助率1/2、補助限度額1,000千円) 所要額: 10,000千円</p> <p>※(1)(2)共通 対象地域: TPP11、日EU・EPA及びRCEP対象地域、アメリカ合衆国、英国、インド太平洋、香港、台湾 事業実施期間: 最長12か月 審査会開催経費 74千円</p>	16,074
海外展開牽引企業育成セミナー開催事業	<p>地域の商材をとりまとめ海外販路を開拓する商社の取組や、核となる企業を中心にプロジェクト型で海外展開に取り組む事例等を学ぶセミナーを開催し、海外展開を牽引する県内企業の創出に繋げる。 &lt;セミナー開催(2回)&gt; テーマ: 地域商社活用、プロジェクト型海外展開 各1回</p>	1,146
合計		17,220

3 事業目標・取組状況・改善点

<事業目標>

他企業との連携や県内商材をとりまとめる取組等を促進することで、地域の海外展開を牽引していく県内企業を育成し、外需獲得を図る。

<取組状況・改善点>

コロナ禍による渡航制限が始まった令和2年度より、いち早くオンライン商談支援や越境EC(電子商取引)への支援を行い、また令和3年度にはウクライナ危機等に対応したサプライチェーン再構築や、円安に対応した外需獲得への支援を実施してきた。県内企業が個社で取り組む海外展開については、とっとり国際ビジネスセンターを中心とした伴走型で支援する体制が整っている。今後は、国際経済変動が常態化しても、企業がまとまることによる取組に対しても支援することにより、大きく外需を獲得していくことを図っていく。



令和5年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

1項 商業費

4目 貿易振興費

通商物流課 (内線: 7659)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 境港国際物流ハブ機能活性化事業	0	25,084	25,084				25,084	
トータルコスト	0	30,542	30,542	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.7人	0.7人	補助金申請、実績報告の審査・検査・交付事務、連絡調整				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

国際経済変動やサプライチェーンの変化に対応した安定的かつ利便性の高い国際海上物流の体制を確保するため、海外寄港地、物流事業者及び船社との連携を強化し、境港の物流拠点としての機能を高める。

2 主な事業内容

区分	内容	予算額
(1) 釜山港との連携強化に向けた協力体制構築事業	世界有数のコンテナ取扱港である韓国・釜山港を管理する釜山港湾公社と共同で実施する調査やポートセールス等を通じて、釜山港との連携を強化し韓国航路の安定化及び利便性向上を図る (委託事業)。	2,000
(2) リーフアーコンテナ利用拡大補助金	産地に近い境港経由の農水産品輸出を促進するため、国際定期航路を利用してリーファー (冷蔵・冷凍) コンテナを輸出入する荷主企業に対して補助する。 【境港貿易振興会を通じた間接補助】 (荷主向け助成事業「境港利用促進助成事業」の加算制度) 対象事業者: (1) 新規利用荷主 (境港を新規に利用する荷主) (2) 利用増加荷主 (前年と比較して増加する荷主) 補助額: 1 TEUにつき 20 千円 (新規利用荷主) 増加貨物 1 TEUにつき 20 千円 (利用増加荷主) 補助限度額: 2,000 千円/社	5,000
(3) 境港コンテナ物流ルート転換支援事業費補助金	境港に寄港するコンテナ航路を利用した新たな物流ルートを検討している荷主や物流事業者による、境港を試験的に利用する取組に対して補助する。 【境港貿易振興会を通じた間接補助】 対象航路: 韓国航路及び国際フィーダー航路 (神戸港等主要港との航路) 対象事業者: (1) 新規利用荷主 (境港を新規に利用する荷主) (2) 過去1年以内に境港利用がない荷主 対象経費: 事前現地調査、試験輸送の品質確認調査、海上輸送費、陸上輸送費、梱包及び保管等に要する経費 補助率: 1/2 補助限度額: 500 千円/社	5,000
(4) 国際ロジスティクス機能開拓に向けた物流サービス調査検討事業	国際経済変動やサプライチェーンの変化に対応した安定的かつ利便性の高い国際海上物流の体制確保に向けて、新規航路の就航や新しい物流サービスの提供について、実現可能性等の調査を実施する (委託費)。	13,084
合計		25,084

※1TEU (Twenty-foot Equivalent Units) …20フィートコンテナ (長さ6m) 1本分の換算単位

※ロジスティクス: 最適な物流の仕組み

3 事業目標・取組状況・改善点

<事業目標>

- ・本事業は、海外寄港地等との連携を強化し、荷主企業に向けた境港利用促進活動並びに境港利用に対して補助を行って境港利用促進を図ることで、既存航路の維持及び境港の利便性向上につなげる。

<取組状況・改善点>

- ・国際経済変動下におけるサプライチェーンの強靱化や高付加価値化を目指し、境港の物流サービス向上や航路の充実を図るため、令和4年4月より物流活性化ワーキンググループを設置し、境港活性化に向けた今後の取組みについて官民で連携して検討してきた。
- ・県内企業活動の利便性向上やBCP (事業継続計画) の観点から、新規航路、輸送方法の確保による物流の複線化を行うなど、境港の利便性向上に向けて取り組んでいく。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

5 款 労働費

1 項 労政費

1 目 労政総務費

雇用政策課（内線：7229）  
 →事業実施：雇用・働き方政策課  
 （単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 人材確保強化戦略事業	0	900	900				900	
トータルコスト	0	2,459	2,459	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人	会議開催事務、企画調整事務				
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的、概要</b>								
<p>あらゆる産業・県内経済成長において人手不足の解消が重要な課題となる中、官民連携で人材確保への取組機運を高め、今後必要な施策を検討するため、県内産学労官の代表等で構成される会議を設置する。</p> <p>「はばたく！鳥取産業未来共創プロジェクト」として、産業振興策を議論する「はばたく！鳥取産業未来共創会議」と、人材確保策を議論する「人材確保強化戦略会議」を両輪に、県内経済の発展と成長を実現するための戦略を構築・実行していく。</p>								
<b>2 主な事業内容</b> (単位：千円)								
区分	内容						予算額	
人材確保強化戦略会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>官民連携で人材確保を検討するための会議（人材確保強化戦略会議）を設置する。</li> <li>会議の下にワーキンググループ（WG）を設置し、各業界団体等から人材確保に係る現在の課題・隘路や支援ニーズを聴取し、県経済の再生・発展を人材面から支えるための方策を検討・実施していく。</li> </ul> <p>【事業費】WGに招請する外部講師・専門家に対する謝金・旅費</p>						900	
合計							900	
<b>3 事業目標・取組状況・改善点</b>								
<p>&lt;事業目標&gt;</p> <p>会議及びワーキンググループでの議論を通じて、県内の実態・課題を把握し雇用施策につなげる。</p> <p>&lt;取組状況・改善点&gt;</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響で令和2年度に1.25倍に落ち込んだ有効求人倍率は、令和4年度には1.53倍に回復し、県内の人手不足が着実に進行している。</p> <p>生産年齢人口の減少により、今後人手不足がさらに深刻となると見込まれることから、外国人雇用や潜在労働力の顕在化、移定住促進による外部人材の獲得、デジタル化・DXの推進による生産性向上、リスキリングによるミスマッチ解消などあらゆる可能性を検討し、県内の人手不足解消につなげていく。</p>								

令和5年度一般会計補正予算説明資料

5款 労働費

雇用政策課（内線：7229）

1項 労政費

→事業実施：雇用・働き方政策課

1目 労政総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 支え愛就労推進事業	0	3,860	3,860				3,860	
トータルコスト	0	4,640	4,640	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	補助金交付事務・セミナー開催				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

ハローワーク（国・県立）や各支援機関等とのネットワークを活用して福祉施策と雇用施策の連携を図り、就労困難者（中間的就労体験者、障がい者）の就労の受け皿づくりを行うとともに、就労困難者が他の従業員と共に働く「支え愛就労」の理解・普及を図る。

※中間的就労：さまざまな事情から直ちに一般就労で働くことが難しい方に対して、本人の状況に応じて見学や職業体験・就労体験の機会を提供しながら、就労に向けた段階的支援を行うもの

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
支え愛就労環境整備補助金	就労困難者（中間的就労体験者、障がい者）を新たに雇用した場合に、必要となる施設の改修、備品（机、ロッカー、パソコン等）、制服等の経費を助成する。 (1) 取得(所有)する場合 ・補助率 2/3 ・補助額上限 1,000千円/人 (2) 賃貸(リース)する場合 ・補助率 2/3 ・補助額上限 月30千円/人(期間36か月)	3,360
支え愛就労普及事業	支え愛就労セミナーの開催 就労困難者が他の従業員と共に働く「支え愛就労」の理解を深めるため、セミナーを開催（2回程度） 例：「支え愛就労」に取り組む事業所の事例紹介等	500

3 事業目標・取組状況・改善点

<事業目標>

「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり条例」が制定(令和5年1月1日施行)されたこと等を踏まえ、県の福祉施策と雇用施策の連携を図り、就労困難な方への就労支援を一層推進していく。

そのため、福祉施策の中間的就労体験者の新規雇用へのインセンティブ(補助金)を設けるとともに、セミナーを通じて支え愛就労への理解・普及を図っていく。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

雇用政策課(内線:7229)

2項 工鉦業費

→事業実施:雇用・働き方政策課

1目 工鉦業総務費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 価格適正化と賃金アップによる経済の好循環推進事業	0	105,500	105,500				105,500	
トータルコスト	0	108,619	108,619	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.4人	0.4人	申請受付・審査、補助金交付手続、問合せ対応、制度周知・広報、委託手続等				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

価格適正化や賃上げによる経済の好循環を実現していくため、産労金官が一体となって価格適正化の取組の機運醸成を図るとともに、生産性向上や労働能率の増進によって賃上げを実現する各種投資や働き方改革に取り組む中小事業者を支援する。

2 主な事業内容

(単位:千円)

区分	内容				予算額
専門家相談窓口設置事業	物価高騰下でも事業継続や賃金アップを実現できるよう、取引価格の適正化や生産性向上、業務改善について専門家に相談するための窓口を設置する。				4,000
価格適正化促進事業	機運醸成や理解促進のためのセミナーや広報を行う。				1,500
賃金アップ環境整備応援補助金	「賃金アップ環境整備応援補助金」について、増額するとともに、申込期限を令和5年12月末、実施期限を令和6年2月末まで延長する。				100,000
	補助対象者	県内中小事業者(個人事業主を含む。)のうち、事業所内で最も低い賃金が1,100円以下で鳥取県最低賃金との差が31円以上の事業者(規模100人を超える事業所に対象を拡大)			
	補助対象事業	事業所内で最も低い賃金を一定額以上上げるための計画を策定し、生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等を行う事業			
	補助対象経費	計画を達成するために必要と認められた以下の経費 専門家謝金・旅費(従業員研修等)、機械装置等購入費、借損料、人材育成・教育訓練費(外部セミナー等受講)、経営コンサルティング経費、委託費(調査、システム開発、就業規則整備、[拡充]申請手続、その他(会議費、印刷製本費等))			
	補助率等	各区分の補助上限額を引上げ			
		賃金引上げ額	補助率	引上げ労働者数	補助上限額
		50円以上	2/3	1~19人	200~2,000千円 ※1人につき200千円加算
				20~29人	2,500千円
				30人以上	3,000千円
		100円以上	2/3	1~19人	300~3,000千円 ※1人につき300千円加算
				20~29人	4,000千円
				30人以上	5,000千円
合計					105,500

3 事業目標・取組状況・改善点

<事業目標> 賃金アップ環境整備応援補助金交付決定数 35事業所

<取組状況、改善点>

- ・県内での価格適正化の取組機運を醸成するため、令和5年5月18日に商工団体や金融、行政の13機関により「円滑な価格適正化の実現に向けた共同宣言」を採択した。
- ・賃金アップ環境整備応援補助金交付決定件数: 15件 (R5. 5. 15時点)
- ・実施期限を令和5年12月末までとしているが、今回の増額に併せて、実施期限を令和6年2月末に延長する。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

7 款 商工費  
 2 項 工鉱業費  
 1 目 工鉱業総務費

雇用政策課(内線:7229)  
 →事業実施:雇用・働き方政策課  
 (単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)「地域の魅力×インターンシップ」拡大推進事業	0	11,465	11,465				11,465	
トータルコスト	0	14,584	14,584	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.4人	0.4人	委託事務、企画調整、補助金事務 等				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

学生の就職や生活に対する志向や価値観が多様化する中、低学年のうちから早めに県内企業を認知し、県内就職を意識してもらうことを目的に、地域で「働き・暮らす」魅力をまるごと体験できるプログラムを提供する。また、魅力的なプログラムの開発支援や学生が自ら企業にPRする「学生主役」のマッチングイベントを実施することで、学生の県内就職・県内定着につなげる。

2 主な事業内容

(単位:千円)

区分	内容	予算額
地域の魅力体験型プログラム推進事業	学生に低学年のうちから県内企業や地域を認知し、県内就職を意識してもらうために、市町村や県内企業と連携し、鳥取で「働き・暮らす」魅力をまるごと体験できるプログラムを提供する。 <内容> ○とっとりの魅力発見!「ツアー型」プログラム ・県内企業での体験に加え、鳥取ならではの魅力的な「食・アクティビティ」体験や地元ビジネスパーソン等を招いた働く場としての鳥取の魅力を学ぶワークショップ・交流会を学生に提供する。併せて、県外からの参加を促進するため、関西から鳥取までの無料バスを運行する。 ○働きながら鳥取暮らしを満喫!「長期滞在型」プログラム ・「長期有償型」プログラム(2週間以上)参加学生に、週末等に、鳥取でしかできないアウトドア体験プログラムを提供する。 ○業界別・地域別オリジナル「パッケージ型」プログラム ・複数企業がグループとなり、「しごと体験」とその地域ならではの「暮らし体験」を加えた「パッケージ型」プログラムを開発するためのワークショップ及び専門家による伴走支援を実施する。	5,796
三省合意改正に対応したインターンシッププログラム推進事業	5日間以上の実施等の一定の基準を満たす「インターンシップ」の更なる改良とプログラム実施企業の増加のため、意欲のある企業に対して、専門家による個々に応じたプログラムの作成を伴走支援する。	2,255
学生の「Uターン就職」応援事業	県内就職を強く希望する県外学生の就職を推進するため、通常の企業説明会と逆に、学生が自ら企業にPRする「学生主役」のマッチングイベントを開催する。	3,414
合計		11,465

3 事業目標・取組状況・改善点

<事業目標>

- ・企業におけるインターンシップの取組強化と採用力向上を進めることで、学生のインターンシップの利用を拡大し、県内就職・県内定着につなげる。
- ・とっとりインターンシップへの参加学生500名(令和6年度)

<取組状況>

- ・インターンシップフェスティバル等の実施やリモートインターンシップの導入により、学生の参加促進を図った。(とっとりインターンシップ参加学生:R3年度340名、R4年度315名)

<改善点>

- ・令和4年6月の三省合意の改正(※)を受け、就職活動の早期化が見込まれることから、低学年から県内就職の意識を持ってもらうため地域で「働き・暮らす」魅力を体験できるプログラムの開発等により、低学年からインターンシップに参加しやすくなる仕組みづくりを行う。
- (※)三省合意の改正(厚生労働省、経済産業省、文部科学省)…令和5年度以降、一定の基準(長期休暇期間中に5日間以上、就業体験、学生への指導・フィードバックの実施等)を満たすインターンシップについて、参加学生(大学3年生以上に限る)の情報を企業の採用活動に活用できることとなった。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

5款 労働費

1項 労政費

産業人材課(内線:7223)

1目 労政総務費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)「リスキリング推進企業」拡大強化事業	0	15,000	15,000	2,000			13,000	
トータルコスト	0	16,067	16,067	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人	企画調整業務、委託契約事務				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

県内中小企業の将来的な成長を実現するために必要な人材育成を強化するため、地域のキャリアコンサルタント団体及び(一社)鳥取県情報産業協会と連携し、企業訪問等のアウトリーチ型によるリスキリング支援を行う。あわせて、在職者向け公共職業訓練を拡充する。

※リスキリング:新しい職業に就くために、あるいは今の職業で必要とされる大幅な変化に適応するために必要なスキルを獲得する/させること(経済産業省)

※キャリアコンサルタント:職業能力開発促進法第30条の3規定の国家資格で、学生・求職者・在職者等を対象に職業選択や能力開発に関する相談・助言を行う専門職。資格保有者は全国で約6.5万人、鳥取県は約170人(令和5年3月末現在)

2 主な事業内容

(単位:千円)

区分	内容	予算額
地域のキャリアコンサルタント団体によるリスキリングサポート	地域のキャリアコンサルタント団体が、県内中小企業への訪問等のアウトリーチ型で、企業個々の課題に沿った支援施策の活用や人材育成計画の策定等の伴走支援を行い、企業の自律的な人材育成の推進を図る。	6,000
「でじたるの窓口」の設置	(一社)鳥取県情報産業協会に「でじたるの窓口」を設置し、地域のキャリアコンサルタント団体が掘り起こした企業課題のうち、デジタルに関する内容(デジタルツールの使い方、社員のデジタルスキルの向上等)について、協会会員企業が訪問等による支援を行う。	5,000
在職者向け職業訓練(デジタル分野)	県内中小企業在職者を対象に、専門的なデジタルスキルがなくとも手軽に業務に必要なアプリの制作が可能なツール(ローコード・ノーコード)の使い方等を学ぶ職業訓練を実施する。(全6回:東・中・西部で各2回)	4,000
合計		15,000

※ノーコード(No-Code):プログラミングのためのコード入力が必要で、画面上の操作のみで、ECサイトや業務管理等を行うWebサービスやアプリケーションを開発する手法

※ローコード(Low-Code):必要最少限のプログラミングのためのコード入力と、画面上の操作で、ECサイトや業務管理等を行うWebサービスやアプリケーションを開発する手法

3 事業目標・取組状況・改善点

<事業目標>

企業訪問等のアウトリーチ型による支援企業数:100社

<取組状況・改善点>

令和5年度当初予算により、商工団体や産業支援機関等と連携し、経営者層向けセミナーや体験講座等により県内企業のリスキリングやDXの機運醸成を行うとともに、県内各産業のDXを推進するため、(一社)鳥取県情報産業協会とも連携し、県内IT企業のデジタル専門人材の育成を進めている。

令和5年度一般会計補正予算説明資料

5款 労働費

2項 職業訓練費

産業人材課(内線:7223)

1目 職業訓練総務費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
技能振興事業	104,514	1,316	105,830	658			658	
トータルコスト	119,328	2,096	121,424	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.9人	0.1人	2.0人	補助金交付業務				

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

技能士の技能水準向上による安心・安全な県民生活を確保するとともに、若者に技能の魅力を伝え、将来の職業としてもものづくりの世界を目指す動機付けを図るため、関係団体による技能承継・振興の取組を支援する。

若年者の技能離れや熟練技能者の高齢化に対応し、急務となっている技能承継を推進するため、技能労働者の育成を支援する。

2 主な事業内容

(単位:千円)

区分	内容	予算額
認定職業訓練助成事業費補助金	認定職業訓練校(鳥取県左官高等職業訓練協会)の老朽化により修繕を要する箇所の改修費の一部を支援する。 補助率:2/3 対象経費:訓練に使用する教室、実習場等の整備に要する経費	1,316

(参考) 事業全体

(単位:千円)

内容	補正前	補正額	計
鳥取県職業能力開発協会補助金	47,341	0	47,341
認定職業訓練助成事業補助金	18,485	1,316	19,801
技能振興推進事業費補助金	4,223	0	4,223
とっどりの技能魅力発信補助金	1,000	0	1,000
優れた技能を有する者等の顕彰	578	0	578
若年者等への技能継承事業	32,887	0	32,887
合計	104,514	1,316	105,830

3 事業目標・取組状況・改善点

<事業目標>

認定職業訓練校の運営等に要する経費の一部を支援し、技能労働者の育成を図る。

<取組状況・改善点>

近年の補助実績(補助金を交付した訓練校数)

令和5年度:5校(予定)

令和4年度:5校

令和3年度:5校

令和2年度:6校

令和5年度一般会計補正予算説明資料

5款 労働費

1項 労政費

鳥取県立鳥取ハローワーク（電話：0857-51-0501）

1目 労政総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 県立ハローワーク「キャリアデザインLab (ラボ)」設置事業	0	10,142	10,142	8,113			2,029	
トータルコスト	0	17,939	17,939	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	1.0人	1.0人	委託事務、業務遂行に係る委託先との調整				
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的・概要</b></p> <p>本県の深刻な人手不足に対応するため、求職活動未満の多様な人材（潜在労働力）の積極的な活用を図るため、県立ハローワークに新たな機能として「キャリアデザインLab (ラボ)」を設置し、積極的に求職活動を行っている者への就労支援に加え、様々な理由から求職活動に至っていない者（求職活動未満の潜在労働者）にも支援を拡充する。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県立ハローワーク（鳥取・倉吉・米子）に「キャリアデザインLab (ラボ)」を設置し、潜在労働力の掘り起こし及び就労意欲醸成のためのキャリア形成支援・リスキリング支援を行う。</li> <li>・キャリアデザインLab (ラボ) の運営は外部委託し、専属スタッフ（キャリアコンサルタント1名）を配置して事業を実施する。</li> </ul> <p>&lt;キャリアデザインLab (ラボ) の支援の流れ&gt;</p> <p>①潜在労働力の掘り起こし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・求職活動に至っていない人（専業主婦（夫）、シニア層など）、非正規雇用などの不安定な就労状態にある人等に向けた情報発信やアウトリーチ型での働きかけを行い、個別支援につなげる。</li> <li>・あわせて、多様な人材の受入れや柔軟な働き方を導入する企業の開拓を行う。</li> </ul> <p>②キャリア形成支援、リスキリング支援による就労意欲の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・掘り起こした人材（支援対象者）に対しては、キャリアコンサルティングのほか、支援対象者の意向等を踏まえ、オンライン学習や職業訓練等による学び直し（リスキリング）を支援し、就労意欲の醸成を図る。</li> </ul> <p>③就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労意欲が生まれた支援対象者を県立ハローワークの就業支援員に引き継ぎ、一人ひとりに寄り添った丁寧な就労支援により、就職につなげる。</li> </ul> <p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b></p> <p>&lt;事業目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・求職活動に至っていない専業主婦（夫）、シニア層などの潜在労働力を掘り起こし、多様な人材を新たな労働力として確保する。</li> <li>・支援対象者に対し、リスキリングを含むキャリア形成支援を丁寧に行い、安定した就労につなげる。</li> </ul>								



令和5年度一般会計補正予算(第2号)歳入歳出事項別明細書(商工労働部)

(単位:千円)

款 項 目	5款 労働費									
	うち商工労働部						1項 労政費			
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
節 別	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬	275,738		275,738	249,169		249,169	155,749		155,749	
2 給 料	196,508		196,508	166,276		166,276	98,254		98,254	
3 職 員 手 当 等	143,476		143,476	126,839		126,839	76,358		76,358	
4 共 済 費	117,895		117,895	107,423		107,423	65,086		65,086	
5 災 害 補 償 費										
6 恩 給 及 び 退 職 年 金										
7 報 償 費	155,882	700	156,582	155,667	700	156,367	61,234	700	61,934	
8 旅 費	31,357	400	31,757	26,341	400	26,741	18,789	400	19,189	
費 用 弁 償	13,533		13,533	10,261		10,261	6,885		6,885	
普 通 旅 費	4,497		4,497	3,118		3,118	1,538		1,538	
特 別 旅 費	13,327	400	13,727	12,962	400	13,362	10,366	400	10,766	
9 交 際 費	50		50							
10 需 用 費	37,619		37,619	35,183		35,183	9,838		9,838	
11 役 務 費	22,397		22,397	19,424		19,424	12,935		12,935	
12 委 託 料	570,401	25,442	595,843	568,203	25,442	593,645	277,111	25,442	302,553	
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	86,095		86,095	84,653		84,653	52,520		52,520	
14 工 事 請 負 費	479,446		479,446	479,446		479,446				
15 原 材 料 費	4,248		4,248	4,248		4,248				
16 公 有 財 産 購 入 費										
17 備 品 購 入 費	5,007		5,007	4,907		4,907				
18 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	221,909	4,676	226,585	147,321	4,676	151,997	40,177	3,360	43,537	
19 扶 助 費	351		351	351		351				
20 貸 付 金										
21 補 償、補 填 及 び 賠 償 金										
22 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料										
23 投 資 及 び 出 資 金										
24 積 立 金										
25 寄 付 金	5,648		5,648	5,648		5,648	5,648		5,648	
26 公 課 費	63		63	63		63				
27 繰 出 金										
予 備 費										
計	2,354,090	31,218	2,385,308	2,181,162	31,218	2,212,380	873,699	29,902	903,601	
財 源 内 訳	国 庫	1,011,742	10,771	1,022,513	1,011,742	10,771	1,022,513	262,390	10,113	272,503
	地 方 債	221,000		221,000	221,000		221,000			
	そ の 他	78,663		78,663	12,881		12,881	917		917
	一 般 財 源	1,042,685	20,447	1,063,132	935,539	20,447	955,986	610,392	19,789	630,181

(単位:千円)

款 項 目											
		1目 労政総務費			2項 職業訓練費			1目 職業訓練総務費			
		節 別	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
			補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報 酬	155,749		155,749	93,420		93,420	93,420		93,420	
2	給 料	98,254		98,254	68,022		68,022	68,022		68,022	
3	職 員 手 当 等	76,358		76,358	50,481		50,481	50,481		50,481	
4	共 済 費	65,086		65,086	42,337		42,337	42,337		42,337	
5	災 害 補 償 費										
6	恩 給 及 び 退 職 年 金										
7	報 償 費	58,972	700	59,672	94,433		94,433	23,283		23,283	
8	旅 費	18,478	400	18,878	7,552		7,552	3,504		3,504	
	費 用 弁 償	6,885		6,885	3,376		3,376	2,622		2,622	
	普 通 旅 費	1,508		1,508	1,580		1,580	882		882	
	特 別 旅 費	10,085	400	10,485	2,596		2,596				
9	交 際 費										
10	需 用 費	9,478		9,478	25,345		25,345	692		692	
11	役 務 費	12,685		12,685	6,489		6,489	520		520	
12	委 託 料	232,163	25,442	257,605	291,092		291,092				
13	使用料及び賃借料	52,216		52,216	32,133		32,133	555		555	
14	工 事 請 負 費				479,446		479,446				
15	原 材 料 費				4,248		4,248				
16	公 有 財 産 購 入 費										
17	備 品 購 入 費				4,907		4,907				
18	負担金、補助及び交付金	27,286	3,360	30,646	107,144	1,316	108,460	103,450	1,316	104,766	
19	扶 助 費				351		351				
20	貸 付 金										
21	補償、補填及び賠償金										
22	償還金、利子及び割引料										
23	投 資 及 び 出 資 金										
24	積 立 金										
25	寄 付 金	5,648		5,648							
26	公 課 費				63		63				
27	繰 出 金										
	予 備 費										
	計	812,373	29,902	842,275	1,307,463	1,316	1,308,779	386,264	1,316	387,580	
財 源 内 訳	国 庫	249,553	10,113	259,666	749,352	658	750,010	138,241	658	138,899	
	地 方 債				221,000		221,000				
	そ の 他	917		917	11,964		11,964	10,303		10,303	
	一 般 財 源	561,903	19,789	581,692	325,147	658	325,805	237,720	658	238,378	

(単位:千円)

款 項 目	7款 商工費									
	節 別	補正前	補正額	補正後	うち商工労働部			1項 商業費		
					補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	52,656	166	52,822	34,821	166	34,987	18,321	74	18,395	
2 給 料	385,458	3,779	389,237	200,287		200,287	162,497		162,497	
3 職 員 手 当 等	204,082	1,915	205,997	107,211		107,211	85,432		85,432	
4 共 済 費	166,508	1,309	167,817	98,741		98,741	59,880		59,880	
5 災 害 補 償 費										
6 恩 給 及 び 退 職 年 金										
7 報 償 費	67,220	4,478	71,698	61,790	3,778	65,568	22,763	2,178	24,941	
8 旅 費	44,930	6,104	51,034	20,806	5,804	26,610	10,673	4,054	14,727	
費 用 弁 償	7,504	84	7,588	3,994	84	4,078	2,155	84	2,239	
普 通 旅 費	29,016	1,500	30,516	11,742	1,500	13,242	6,231	1,500	7,731	
特 別 旅 費	8,410	4,520	12,930	5,070	4,220	9,290	2,287	2,470	4,757	
9 交 際 費	100		100	100		100	100		100	
10 需 用 費	44,166	500	44,666	15,970	500	16,470	9,149	500	9,649	
11 役 務 費	41,622	500	42,122	19,257	500	19,757	13,850	500	14,350	
12 委 託 料	1,820,568	336,610	2,157,178	333,178	165,485	498,663	62,492	52,352	114,844	
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	145,383	3,350	148,733	23,399	3,350	26,749	15,824	1,500	17,324	
14 工 事 請 負 費	188,792		188,792							
15 原 材 料 費		300	300		300	300				
16 公 有 財 産 購 入 費										
17 備 品 購 入 費	2,500		2,500	2,500		2,500				
18 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	11,711,301	3,083,236	14,794,537	10,813,937	2,861,586	13,675,523	6,951,450	148,002	7,099,452	
19 扶 助 費										
20 貸 付 金	321,112		321,112	316,096		316,096	57,295		57,295	
21 補 償、補 填 及 び 賠 償 金										
22 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料										
23 投 資 及 び 出 資 金										
24 積 立 金	396	3,000,000	3,000,396	396	3,000,000	3,000,396	396		396	
25 寄 付 金										
26 公 課 費										
27 繰 出 金	21,908		21,908	21,908		21,908				
予 備 費										
計	15,218,702	6,442,247	21,660,949	12,070,397	6,041,469	18,111,866	7,470,122	209,160	7,679,282	
財 源 内 訳	国 庫	2,583,611	126,169	2,709,780	1,438,403	6,169	1,444,572	1,046,476	6,169	1,052,645
	地 方 債	9,000		9,000	9,000		9,000			
	そ の 他	6,985,691	4,625,064	11,610,755	6,959,275	4,624,764	11,584,039	4,765,579		4,765,579
	一 般 財 源	5,640,400	1,691,014	7,331,414	3,663,719	1,410,536	5,074,255	1,658,067	202,991	1,861,058

(単位:千円)

款 項 目									
	2目 商業振興費			3目 金融対策費			4目 貿易振興費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
節 別	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	294		294				37	74	111
2 給 料									
3 職 員 手 当 等									
4 共 済 費									
5 災 害 補 償 費									
6 恩 給 及 び 退 職 年 金									
7 報 償 費	22,322	1,578	23,900				83	600	683
8 旅 費	4,586	924	5,510	440		440	3,295	3,130	6,425
費 用 弁 償	673		673				1,000	84	1,084
普 通 旅 費	2,161		2,161	440		440	2,080	1,500	3,580
特 別 旅 費	1,752	924	2,676				215	1,546	1,761
9 交 際 費									
10 需 用 費	3,791		3,791	112		112	3,118	500	3,618
11 役 務 費	3,038		3,038	173		173	6,943	500	7,443
12 委 託 料	38,687	40,352	79,039				23,805	12,000	35,805
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	4,988		4,988	69		69	5,202	1,500	6,702
14 工 事 請 負 費									
15 原 材 料 費									
16 公 有 財 産 購 入 費									
17 備 品 購 入 費									
18 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	2,676,285	70,833	2,747,118	4,202,784	8,169	4,210,953	72,381	69,000	141,381
19 扶 助 費									
20 貸 付 金				57,295		57,295			
21 補 償、補 填 及 び 賠 償 金									
22 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料									
23 投 資 及 び 出 資 金									
24 積 立 金				396		396			
25 寄 付 金									
26 公 課 費									
27 繰 出 金									
予 備 費									
計	2,753,991	113,687	2,867,678	4,261,269	8,169	4,269,438	114,864	87,304	202,168
財 源 内 訳	国 庫	1,030,850		1,030,850		6,169	6,169	5,776	5,776
	地 方 債								
	そ の 他	505,000		505,000	4,260,475		4,260,475		
一 般 財 源	1,218,141	113,687	1,331,828	794	2,000	2,794	109,088	87,304	196,392

(単位:千円)

款 項 目										
	2項 工鉱業費									
	節 別	補正前	補正額	補正後	1目 工鉱業総務費			2目 中小企業振興費		
補正前					補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬	16,500	92	16,592	15,652	92	15,744	644		644	
2 給 料	37,790		37,790	37,790		37,790				
3 職 員 手 当 等	21,779		21,779	21,779		21,779				
4 共 済 費	38,861		38,861	38,861		38,861				
5 災 害 補 償 費										
6 恩 給 及 び 退 職 年 金										
7 報 償 費	38,927	1,600	40,527	35,100	300	35,400	3,827	1,300	5,127	
8 旅 費	9,418	1,750	11,168	4,859	1,050	5,909	4,028	700	4,728	
費 用 弁 償	1,839		1,839	1,160		1,160	148		148	
普 通 旅 費	4,946		4,946	3,415		3,415	1,531		1,531	
特 別 旅 費	2,633	1,750	4,383	284	1,050	1,334	2,349	700	3,049	
9 交 際 費										
10 需 用 費	6,481		6,481	4,581		4,581	1,900		1,900	
11 役 務 費	5,387		5,387	2,435		2,435	2,952		2,952	
12 委 託 料	266,178	113,133	379,311	82,996	15,965	98,961	183,182	97,168	280,350	
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	7,555	1,850	9,405	3,405		3,405	4,150	1,850	6,000	
14 工 事 請 負 費										
15 原 材 料 費		300	300					300	300	
16 公 有 財 産 購 入 費										
17 備 品 購 入 費	2,500		2,500				2,500		2,500	
18 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	3,862,487	2,713,584	6,576,071	2,413,454	2,686,191	5,099,645	591,683	27,393	619,076	
19 扶 助 費										
20 貸 付 金	258,801		258,801				258,801		258,801	
21 補 償、補 填 及 び 賠 償 金										
22 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料										
23 投 資 及 び 出 資 金										
24 積 立 金		3,000,000	3,000,000		3,000,000	3,000,000				
25 寄 付 金										
26 公 課 費										
27 繰 出 金	21,908		21,908				21,908		21,908	
予 備 費										
計	4,594,572	5,832,309	10,426,881	2,660,912	5,703,598	8,364,510	1,075,575	128,711	1,204,286	
財 源 内 訳	国 庫	391,927		391,927	341,359		341,359	50,568		50,568
	地 方 債	9,000		9,000			9,000			9,000
	そ の 他	2,193,696	4,624,764	6,818,460	1,905,645	4,624,764	6,530,409	288,051		288,051
	一 般 財 源	1,999,949	1,207,545	3,207,494	413,908	1,078,834	1,492,742	727,956	128,711	856,667

(単位:千円)

款 項 目	商工労働部 合 計			
	節 別	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	284,082	166	284,248	
2 給 料	366,563		366,563	
3 職 員 手 当 等	234,050		234,050	
4 共 済 費	206,164		206,164	
5 災 害 補 償 費				
6 恩 給 及 び 退 職 年 金				
7 報 償 費	217,457	4,478	221,935	
8 旅 費	47,381	6,204	53,585	
費 用 弁 償	14,281	84	14,365	
普 通 旅 費	15,068	1,500	16,568	
特 別 旅 費	18,032	4,620	22,652	
9 交 際 費	100		100	
10 需 用 費	51,925	500	52,425	
11 役 務 費	39,104	500	39,604	
12 委 託 料	901,381	190,927	1,092,308	
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	108,658	3,350	112,008	
14 工 事 請 負 費	479,446		479,446	
15 原 材 料 費	4,248	300	4,548	
16 公 有 財 産 購 入 費				
17 備 品 購 入 費	7,407		7,407	
18 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	10,962,058	2,866,262	13,828,320	
19 扶 助 費	351		351	
20 貸 付 金	316,096		316,096	
21 補 償、補 填 及 び 賠 償 金				
22 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料				
23 投 資 及 び 出 資 金	203,744		203,744	
24 積 立 金	396	3,000,000	3,000,396	
25 寄 付 金	5,648		5,648	
26 公 課 費	63		63	
27 繰 出 金	21,908		21,908	
予 備 費				
計	14,458,230	6,072,687	20,530,917	
財 源 内 訳	国 庫	2,450,145	16,940	2,467,085
	地 方 債	230,000		230,000
	そ の 他	6,972,156	4,624,764	11,596,920
	一 般 財 源	4,805,929	1,430,983	6,236,912

## 節 の 明 細

	項 目	金額(千円)等
5款 労働費		
1項 労 政 費		
1目 労政総務費		
負担金、補助 及び交付金	・支え愛就労環境整備補助金	3,360
2項 職業訓練費		
1目 職業訓練総務費		
負担金、補助 及び交付金	・認定職業訓練助成事業費補助金	1,316
7款 商 工 費		
1項 商 業 費		
2目 商業振興費		
負担金、補助 及び交付金	・地域商業活性化促進支援事業補助金	20,833
	・県内事業者連携による生活店舗対策特別支援事業補助金	50,000
3目 金融対策費		
負担金、補助 及び交付金	・生活店舗対策特別金融支援事業補助金	2,000
	・エネルギー・原材料価格高騰対策特別金融支援事業補助金	6,169
4目 貿易振興費		
報 酬	・海外展開牽引企業創出補助金審査会委員	4人
負担金、補助 及び交付金	・ホワイト物流ミニマルチャレンジ補助金	3,000
	・ホワイトな物流環境構築推進補助金	40,000
	・海外展開牽引企業創出促進補助金	16,000
	・リーファーコンテナ利用拡大補助金	5,000
	・境港コンテナ物流ルート転換支援事業費補助金	5,000
2項 工 鉱 業 費		
1目 工鉱業総務費		
報 酬	・産業未来共創研究開発補助金審査会委員	5人
負担金、補助 及び交付金	・企業立地事業補助金	1,209,732
	・鳥取県産業成長応援補助金	1,259,800
	・産業未来共創補助金	36,159
	・産業未来共創研究開発補助金	80,000
	・賃金アップ環境整備応援補助金	100,000
	・地域の魅力体感型プログラム推進事業補助金	500
積 立 金	・鳥取県産業未来共創基金積立金	3,000,000
2目 中小企業振興費		
負担金、補助 及び交付金	・月面産業ビジョン協議会負担金	100
	・スタートアップ創出加速化補助金	12,600
	・スタートアップ創出促進金融支援事業補助金	2,000
	・とっとりバイオフィロンティア基金造成補助金	12,693

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源	
							国庫支出金	地 方 債	そ の 他		
		千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円	
令和5年度 産業未来共創補助	立地戦略 課・企業支 援課	補助金総額 705,000千円を 限度として、令 和5年度に交 付決定した額 から令和5年 度に交付した 額を差し引い た額			令和6年度から 令和8年度まで	限度額に 同じ					
令和5年度 産業未来共創研究開発 補助	立地戦略 課・産業未 来創造課	補助金総額 160,000千円を 限度として、令 和5年度に交 付決定した額 から令和5年 度に交付した 額を差し引い た額			令和6年度から 令和7年度まで	限度額に 同じ					
令和5年度 コンテンツビジネス創出 「とっとりクリエイター ズ・ビレッジ」プロジェク ト事業	産業未来 創造課	総額55,200千 円を限度とし て、令和5年 度に契約した 額から令和5 年度に支出し た額を差し引 いた額			令和6年度から 令和7年度まで	限度額に 同じ					
令和5年度 スタートアップ創出加速 化事業補助	産業未来 創造課	補助金総額 18,000千円を 限度として、令 和5年度に交 付決定した額 から令和5年 度に交付した 額を差し引い た額			令和6年度から 令和8年度まで	限度額に 同じ					
令和5年度 海外展開牽引企業創出 事業補助	通商物流 課	補助金総額 16,000千円を 限度として、令 和5年度に交 付決定した額 から令和5年 度に交付した 額を差し引い た額			令和6年度	限度額に 同じ					



条例名等	鳥取県産業未来共創条例
提出理由及び概要	<p><b>1 提出理由</b>  事業者、教育機関、行政その他の全ての関係者が、新型コロナウイルス感染症、原油価格及び物価の高騰、不安定な国際情勢等の様々な危機を突破し、産業の未来を創造するため、共に力を合わせて取り組むことができるよう、研究開発、生産性向上、事業承継、経営革新及び成長への投資等の各段階において、県内事業者等の活動を支援することにより、もって県内産業を再生させ、発展の軌道に乗せることを目的とする。</p> <p><b>2 概要</b></p> <p>(1) 産業未来共創等事業  ア 県は、予算の範囲内で、産業未来共創等事業（産業未来共創事業、先端的デジタル活用企業立地促進事業及び産業未来共創研究開発支援事業をいう。）を実施する者に対して、次に掲げる事業に応じ、それぞれに定める補助金を交付する。  (ア) 産業未来共創事業 産業未来共創補助金  (イ) 先端的デジタル活用企業立地促進事業 先端的デジタル活用企業立地促進補助金  (ウ) 産業未来共創研究開発支援事業 産業未来共創研究開発補助金</p> <p>(2) 事業の認定  ア 知事は、事業者が作成した対象事業に関する計画（以下「事業計画」という。）が知事が定める要件に適合すると認めるときは、当該事業計画に係る対象事業を、事業の区分に応じ、それぞれ産業未来共創事業又は先端的デジタル活用企業立地促進事業として認定するものとする。ただし、対象事業を行う者（法人にあっては関連会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあってはそれを構成する事業者の役員を含む。以下同じ。）が過去2年間の事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、この限りでない。  イ アの認定を受けようとする者は、知事が規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。  ウ 知事は、産業未来共創事業又は先端的デジタル活用企業立地促進事業に認定した対象事業がアに規定する要件を満たさなくなったとき、又は同項の規定による知事の認定を受けた者（法人にあっては関連会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあってはそれを構成する者の役員を含む。以下「認定事業実施者」という。）が事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。</p> <p>(3) 補助金の不交付  ア (1)アの規定にかかわらず、産業未来共創補助金及び先端的デジタル活用企業立地促進補助金は、次のいずれかに該当する者に対しては、その全部又は一部を交付しない。  (ア) (2)ウにより認定を取り消された者  (イ) 認定事業実施者のうち、産業未来共創事業（成長・規模拡大型及び一般投資型に限る。以下この号において同じ。）又は先端的デジタル活用企業立地促進事業を行う認定事業実施者（以下「特定認定事業実施者」という。）であって、県と協議を行うことなく、認定対象事業によって営むこととなった事業を産業未来共創事業にあっては認定対象事業の完了の日から7年以内に、先端的デジ</p>

タル活用企業立地促進事業にあつては認定対象事業の開始の日から10年以内に休止し、又は廃止したもの（当該事業の休止又は廃止が県内の雇用及び産業に重大な影響を及ぼす場合に限る。）

イ 県は、産業未来共創事業を実施する者に産業未来共創補助金と同等の給付金（以下「産業未来共創間接補助金」という。）を交付する者（以下「間接補助者」という。）に対し、産業未来共創間接補助者補助金を交付することができる。この場合においては、当該産業未来共創事業を実施する者に対しては、産業未来共創補助金は交付しない。

(4) 補助金の額

ア 産業未来共創補助金の額は、事業の区分に応じてそれぞれ定める200万円から10億円までの補助限度額以下の額とする。

イ アにより算出した産業未来共創補助金の額が2億円を超える場合における当該産業未来共創補助金の交付については、1年間につき2億円を限度とし、分割して行うものとする。

ウ 先端的デジタル活用企業立地促進補助金の額は、対象事業の実施により雇用について知事が別に定める要件を満たした日から5年を経過する日までの1年ごとに、1,000万円以下の額とする。

エ 産業未来共創研究開発補助金の額は、知事が別に定める額以下の額とする。

オ 産業未来共創間接補助者補助金の額は、間接補助者が交付する産業未来共創間接補助金の額にその交付に要する経費の額を加えた額以下の額とする。

(5) 特定認定事業実施者の責務

ア 特定認定事業実施者は、認定対象事業によって営むこととなった事業を(3)ア(イ)に定める期間継続して営むよう努めなければならない。

イ 特定認定事業実施者は、(3)ア(イ)に定める期間内は、知事が別に定めるところにより、毎年、認定対象事業によって営むこととなった事業に係る雇用状況、県内企業との間の受注及び発注の状況その他の事項を報告しなければならない。

(6) (1)に定めるもののほか、県は、認定事業実施者に対して、付加価値の増加、高度化及び生産性の向上に資する事業活動について必要な支援を行うよう努めるものとする。

(7) 産業の未来を創造する取組等

ア 県は、県内の産業の成長及び発展に向けた取組を事業者、教育機関、行政その他の関係者と連携し推進するものとする。

イ 県は、産業未来共創等事業を実施する者に対し補助金を交付し、及びアに規定する取組を推進するに当たり、鳥取県産業未来共創基金を有効に活用するものとする。

(8) 施行期日等

ア 施行期日は、公布の日とする。

イ 鳥取県産業成長応援条例は、廃止する。

ウ 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例及び鳥取県基金条例について、所要の改正を行う。

エ 所要の経過措置を講ずる。

## 鳥取県産業未来共創条例

### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 産業未来共創等事業（第3条―第8条）
- 第3章 産業の未来を創造する取組等（第9条・第10条）
- 第4章 雑則（第11条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、事業者、教育機関、行政その他の全ての関係者が、新型コロナウイルス感染症、原油価格及び物価の高騰、不安定な国際情勢等の様々な危機を突破し、産業の未来を創造するため、共に力を合わせて取り組むことができるよう、研究開発、生産性向上、事業承継、経営革新及び成長への投資等の各段階において、県内事業者等の活動を支援することにより、もって県内産業を再生させ、発展の軌道に乗せることを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）事業者 営利の目的をもって事業を営む法人、組合等（知事が別に定める組合その他の団体をいう。以下同じ。）又は個人をいう。
- （2）対象事業 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第9項に規定する経営革新のために資金を支出する事業、工場若しくは事業所その他の施設若しくは設備（以下「工場等」という。）の新設若しくは増設その他営利の目的をもって資金を支出する事業又は研究開発のために資金を支出する事業のうち、知事が別に定める事業をいう。
- （3）重点分野 県の経済の成長及び発展のために重点的に成長を促す必要があるものとして規則で定める産業の分野をいう。
- （4）補助対象経費 対象事業に要する費用のうち、知事が別に定める費用の額の合計額をいう。
- （5）投下固定資産額 工場等の新設又は増設に係る土地、家屋及び償却資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産をいう。以下同じ。）の取得に要する費用（これに準ずる費用として知事が別に定めるもの及び法人にあっては、当該法人の総株主の議決権の過半数を有する法人その他知事が別に定めるこれに類する法人（以下「関連会社」という。）が支出するものを含む。）の合計額（県から他の補助金等の交付を受け、又は受けようとする場合にあっては当該交付の対象となる費用のうち知事が別に定める額を、県内の既存の工場等の廃止に伴うものにあつては廃止される工場等の用に供する土地、家屋及び償却資産の価額として知事が別に定めるところにより算出した額を除く。）をいう。
- （6）投下少額資産額 工場等の新設又は増設のために取得した土地、家屋及び償却資産の取得に附随して行い、当該取得の効果を高め、又は高い付加価値を生み出す資産の取得に要する費用のうち、知事が別に定めるものの額をいう。
- （7）賃借料 工場等の新設又は増設に係る土地、家屋及び償却資産の賃借（契約期間が5年以上であるものに限る。）に要する費用（関連会社が支出するものを含む。）の5年間分の合計額（県から他の補助金等の交付を受け、又は受けようとする場合にあっては、当該交付の対象となる費用のうち知事が別に定める額を除く。）をいう。
- （8）初年度賃借料 賃借料（第3条第1項第2号に規定する先端的デジタル活用企業立地促進補助金の交付を受け、又は受けようとする者にあつては、当該先端的デジタル活用企業立地促進補助金の補助対象経費となる賃借料を除く。）のうち、第4条第1項の認定を受けた対象事業（以下「認定対象事業」という。）の完了の日から1年間分の額をいう。
- （9）人材確保費用 認定対象事業によって営むこととなった事業を実施するための人材確保に要する費用のうち、知事が別に定めるものの合計額をいう。

- (10) 認定経営力向上計画 中小企業等経営強化法第17条第1項に規定する経営力向上計画その他これに準ずるものとして知事が別に定めるものをいう。
- (11) 承認経営革新計画 中小企業等経営強化法第14条第1項に規定する経営革新計画その他これに準ずるものとして知事が別に定めるものをいう。
- (12) 特定承認地域経済牽引事業計画 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画であって知事が別に定めるものをいう。

## 第2章 産業未来共創等事業

### （産業未来共創等事業）

第3条 県は、予算の範囲内で、産業未来共創等事業（産業未来共創事業、先端的デジタル活用企業立地促進事業及び産業未来共創研究開発支援事業をいう。）を実施する者に対して、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定める補助金を交付する。

- (1) 産業未来共創事業 産業未来共創補助金
- (2) 先端的デジタル活用企業立地促進事業 先端的デジタル活用企業立地促進補助金
- (3) 産業未来共創研究開発支援事業 産業未来共創研究開発補助金

2 前項各号に掲げる事業は、別表の事業の区分欄に掲げる区分に応じ、それぞれ支援対象事業欄に掲げる事業（前項第1号及び第2号に掲げる事業にあつては、次条第1項の規定による知事の認定を受けたものに限る。）をいう。

### （事業の認定）

第4条 知事は、事業者が作成した対象事業に関する計画（以下「事業計画」という。）が次の各号に掲げる要件に適合すると認めるときは、当該事業計画に係る対象事業を、別表の事業の区分欄に掲げる区分に応じ、それぞれ産業未来共創事業又は先端的デジタル活用企業立地促進事業として認定するものとする。ただし、対象事業を行う者（法人にあつては関連会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあつてはそれを構成する事業者の役員を含む。以下同じ。）が過去2年間の事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、この限りでない。

- (1) 別表の事業の区分欄に掲げる区分に応じ、それぞれ支援対象事業の欄に定める事業に該当すること。
- (2) 県内において行われること。
- (3) 環境保全に関する適切な措置を講ずるものであること。
- (4) 対象事業を確実に実施できると認められる者により行われるものであること。
- (5) 県内の産業の付加価値の増加、高度化及び生産性の向上に資するものであることその他事業の目的及び内容が適当なものであること。

2 前項の認定を受けようとする者は、知事が規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

3 知事は、産業未来共創事業又は先端的デジタル活用企業立地促進事業に認定した対象事業が第1項に規定する要件を満たさなくなったとき、又は同項の規定による知事の認定を受けた者（法人にあつては関連会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあつてはそれを構成する者の役員を含む。以下「認定事業実施者」という。）が事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

### （補助金の不交付）

第5条 第3条第1項の規定にかかわらず、産業未来共創補助金及び先端的デジタル活用企業立地促進補助金は、次のいずれかに該当する者に対しては、その全部又は一部を交付しない。

- (1) 前条第3項の規定により認定を取り消された者
- (2) 認定事業実施者のうち、産業未来共創事業（成長・規模拡大型及び一般投資型に限る。以下この号において同じ。）又は先端的デジタル活用企業立地促進事業を行う認定事業実施者（以下「特定認定事業実施者」という。）であつて、県と協議を行うことなく、認定対象事業によって営むこととなった事業を産業未来共創事業にあつては認定対象事業の完了の日から7年以内に、先端的デジタル活用企業立地促進事業にあつて

は認定対象事業の開始の日から10年以内に休止し、又は廃止したもの（当該事業の休止又は廃止が県内の雇用及び産業に重大な影響を及ぼす場合に限る。）

- 2 県は、産業未来共創事業を実施する者に産業未来共創補助金と同等の給付金（以下「産業未来共創間接補助金」という。）を交付する者（以下「間接補助者」という。）に対し、産業未来共創間接補助者補助金を交付することができる。この場合においては、当該産業未来共創事業を実施する者に対しては、産業未来共創補助金は交付しない。

（補助金の額）

第6条 産業未来共創補助金の額は、別表産業未来共創事業の項事業の区分欄に定める区分に応じ、それぞれ補助金の額欄に定める額以下の額（同表の補助限度額欄に定める額を限度とする。）とする。

- 2 前項の規定により算出した産業未来共創補助金の額が2億円を超える場合における当該産業未来共創補助金の交付については、1年間につき2億円を限度とし、分割して行うものとする。
- 3 先端的デジタル活用企業立地促進補助金の額は、対象事業の実施により雇用について知事が別に定める要件を満たした日から5年を経過する日までの1年（第4条第1項第1号に掲げる要件を満たさない期間のある1年を除く。）ごとに、別表先端的デジタル活用企業立地促進事業の項補助金の額欄に定める額以下の額（同表の補助限度額欄に定める額を限度とする。）とする。
- 4 産業未来共創研究開発補助金の額及び補助限度額は、別表産業未来共創研究開発支援事業の項補助金の額欄に定める額以下の額（同表の補助限度額欄に定める額を限度とする。）とする。
- 5 産業未来共創間接補助者補助金の額は、間接補助者が交付する産業未来共創間接補助金の額にその交付に要する経費の額を加えた額以下の額とする。

（特定認定事業実施者の責務）

第7条 特定認定事業実施者は、認定対象事業によって営むこととなった事業を第5条第1項第2号に定める期間継続して営むよう努めなければならない。

- 2 特定認定事業実施者は、第5条第1項第2号に定める期間内は、知事が別に定めるところにより、毎年、認定対象事業によって営むこととなった事業に係る雇用状況、県内企業との間の受注及び発注の状況その他の事項を報告しなければならない。

（認定事業実施者の事業活動の支援）

第8条 第3条に定めるもののほか、県は、認定事業実施者に対して、付加価値の増加、高度化及び生産性の向上に資する事業活動について必要な支援を行うよう努めるものとする。

### 第3章 産業の未来を創造する取組等

（産業の未来を創造する取組）

第9条 県は、県内の産業の成長及び発展に向けた取組を事業者、教育機関、行政その他の関係者と連携し推進するものとする。

（鳥取県産業未来共創基金）

第10条 県は、産業未来共創等事業を実施する者に対し補助金を交付し、及び前条に規定する取組を推進するに当たり、鳥取県産業未来共創基金（鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）第2条第1項の規定により設置された鳥取県産業未来共創基金をいう。）を有効に活用するものとする。

### 第4章 雑則

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（鳥取県産業成長応援条例の廃止）

- 2 鳥取県産業成長応援条例（令和元年鳥取県条例第4号）は、廃止する。

（鳥取県産業成長応援条例の廃止に伴う経過措置）

- 3 前項の規定による廃止前の鳥取県産業成長応援条例（以下「旧条例」という。）第3条第1項の規定により認定を受けた産業成長応援事業及び次世代ソフトウェア産業等創出事業については、旧条例の規定は、なおその効力を有する。
- 4 旧条例附則第2項の規定による廃止前の鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）第3条第1項又は第2項の規定により認定を受けた企業立地事業及び次世代ソフトウェア産業等立地事業については、旧条例附則第3項の規定は、なおその効力を有する。
- （特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正）
- 5 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（平成12年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税）</p> <p>第6条 <u>鳥取県産業未来共創条例（令和5年鳥取県条例第 号）第3条第2項に規定する産業未来共創事業（成長・規模拡大型及び一般投資型に限る。）</u>を行う者（令和10年3月31日までに<u>当該産業未来共創事業</u>の用に供する家屋又はその敷地である土地を取得し、同条例第3条第1項第1号に規定する<u>産業未来共創補助金</u>（以下「<u>産業未来共創補助金</u>」という。）の交付の決定を受けた者に限る。）について、当該家屋又はその敷地である土地の取得（第2条第1項、第3条、第4条第2項若しくは第3項又は前条の規定の適用を受けることができる取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条及び第80条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。</p> <p>（不均一課税の適用の申請）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第6条の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した不均一課税適用申請書を、家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日（法人にあっては、家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日）、延長申告期限又は<u>産業未来共創補助金</u>の交付の決定を受けた日の翌日から2月を経過する日のいずれか遅い日までに、知事に提出しなければならない</p>	<p>（企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税）</p> <p>第6条 <u>鳥取県産業成長応援条例（令和元年鳥取県条例第4号）第3条第1項に規定する産業成長事業（成長・規模拡大ステージ及び一般投資支援に限る。）</u>を行う者（令和10年3月31日までに<u>当該産業成長事業</u>の用に供する家屋又はその敷地である土地を取得し、同条例第4条に規定する<u>産業成長応援補助金</u>（以下「<u>産業成長応援補助金</u>」という。）の交付の決定を受けた者に限る。）について、当該家屋又はその敷地である土地の取得（第2条第1項、第3条、第4条第2項若しくは第3項又は前条の規定の適用を受けることができる取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条及び第80条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。</p> <p>（不均一課税の適用の申請）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第6条の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した不均一課税適用申請書を、家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日（法人にあっては、家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日）、延長申告期限又は<u>産業成長応援補助金</u>の交付の決定を受けた日の翌日から2月を経過する日のいずれか遅い日までに、知事に提出しなければならない</p>

い。 (1)～(3) 略 4 略	い。 (1)～(3) 略 4 略
------------------------	------------------------

(特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 第3項の規定によりなお効力を有することとされる旧条例第3条第1項に規定する産業成長事業を行う者に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

7 第4項の規定によりなお効力を有することとされる旧条例附則第3項の規定によりなお効力を有することとされる旧条例附則第2項の規定による廃止前の鳥取県企業立地等事業助成条例第2条第2号に規定する企業立地事業を行う者に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(鳥取県基金条例の一部改正)

8 鳥取県基金条例(平成19年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1(第2条、第3条、第5条、第7条関係)					別表第1(第2条、第3条、第5条、第7条関係)				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
31 鳥取県豊かな森づくり協働基金	鳥取県税条例の規定により豊かな森づくりに資するため加算された県民税を、県民による森づくりのための施策及び豊かな森林を次代に引き継ぐための	鳥取県税条例第53条の19及び第53条の20の規定による加算額に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額のうち、一般会計歳入	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するため必要な経費の財源に充当	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当	31 鳥取県豊かな森づくり協働基金	鳥取県税条例の規定により豊かな森づくりに資するため加算された県民税を、県民による森づくりのための施策及び豊かな森林を次代に引き継ぐための	鳥取県税条例第53条の19及び第53条の20の規定による加算額に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額のうち、一般会計歳入	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当

	施策に要する費用に充てること。	歳出予算に定める額	(2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て		施策に要する費用に充てること。	歳出予算に定める額	(2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	
32 鳥取県産業未来共創基金	県内の産業の振興及び持続的な発展並びに雇用の維持及び拡大を図るための施策に要する費用に充てること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。				



			歳入 歳出 予算 に計 上し て基 金に 積立 て						
--	--	--	---	--	--	--	--	--	--

別表（第3条関係、第4条関係、第6条関係）

事業の区分		支援対象事業	補助金の額	補助限度額
産業 未来 共創 事業	新たな 企業価 値創造 型	県内に主たる事業所を有する事業者（以下「県内事業者」という。）が行う新たな企業価値の創造に資する取組又は新技術を導入する取組であることその他知事が別に定める要件を満たす事業	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額	200万円
	事業承 継促進 型	事業を承継した県内事業者が行う新たな企業価値の創造に資する取組又は事業を承継した後の事業の継続のために必要な取組であることその他知事が別に定める要件を満たす事業	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額	200万円
	生産性 向上・ 新技術 導入推 進型	認定経営力向上計画に基づき、県内事業者が行う経営力の強化に資する生産性の向上若しくは働き方改革又は新技術を導入する取組であることその他知事が別に定める要件を満たす事業	補助対象経費に2分の1（組合等に係る補助対象経費にあつては3分の2）を乗じて得た額	500万円
	経営革 新型	承認経営革新計画に基づき県内事業者が行う新たな企業価値の創造に資する取組であることその他知事が別に定める要件を満たす事業	補助対象経費に2分の1（組合等に係る補助対象経費にあつては3分の2）を乗じて得た額	(1) 重点分野にあつては1,500万円 (2) (1)以外の分野にあつては1,000万円
	成長・ 規模拡 大型	県内の経済の活性化のために事業の実施を促進すべき地域において、承認経営革新計画又は特定承認地域経済牽引事業計画に基づき、県内に事業所を有する事業者が行う重	次に掲げる額の合計額（ただし、(2)及び(4)に掲げる額の合計額は、投下固定資産額及び賃借料の合計額に20分の1を乗じて得た額を限度とする。）	10億円

	<p>点分野に係る事業であって、投下固定資産額及び賃借料の合計額が3,000万円を超えることその他知事が別に定める要件を満たす事業</p>	<p>(1) 投下固定資産額に5分の1を乗じて得た額</p> <p>(2) 投下少額資産額に5分の1を乗じて得た額</p> <p>(3) 初年度賃借料に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(4) 人材確保費用のうち、認定を受けた事業の開始の日から3年の間に発生した費用の額に2分の1を乗じて得た額（1人当たり30万円を限度とし、総額は450万円を限度とする。）</p> <p>(5) 先進的な技術又は県内の資源を活用する事業若しくは本社機能の移転を伴う事業（知事が別に定めるものに限る。）にあつては、次に掲げる額の合計額</p> <p>ア 投下固定資産額及び投下少額資産額の合計額に100分の5を乗じて得た額</p> <p>イ 初年度賃借料に100分の25を乗じて得た額</p>	
一般投資型	<p>県内の経済の活性化のために事業の実施を促進すべき地域において、製造業又は県内の経済の活性化に資する事業であつて、投下固定資産額及び賃借料の合計額が3,000万円を超えることその他知事が別に定める要件を満たす事業</p>	<p>次に掲げる額の合計額（ただし、(2)及び(4)に掲げる額の合計額は、投下固定資産額及び賃借料の合計額に20分の1を乗じて得た額を限度とする。）</p> <p>(1) 投下固定資産額に10分の1（知事が別に定める土地、家屋及び償却資産の取得に係る投下固定資産額にあつては、100分の15）を乗じて得た額</p> <p>(2) 投下少額資産額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>(3) 初年度賃借料に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(4) 人材確保費用のうち、認定を受けた事業の開始の日から3年の間に発生した費用の額に2分の1を乗じて得た額（1人当たり30万円を限度とし、総額は450万円を限度とする。）</p>	<p>(1) 重点分野にあつては10億円</p> <p>(2) (1)以外の分野にあつては5億円</p>

<p>先端的デジタル活用企業立地促進事業</p>	<p>県内において行う先進的なデジタル技術を活用するソフトウェア業、デザイン・機械設計業又は産業の高度化に寄与するものとして知事が別に定める要件を満たす事業</p>	<p>次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 事業所及び設備（新たに認定対象事業によって営むこととなった事業の用に供され、又は増加したものに限り。）の賃借に要する費用その他の知事が別に定める費用の額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(2) 人材確保費用（認定を受けた日から5年を経過する日までの間に発生した費用に限り。）に2分の1を乗じて得た額（1人当たり50万円を限度とし、5年間の総額は750万円を限度とする。）</p>	<p>1,000万円</p>
<p>産業未来共創研究開発支援事業</p>	<p>本県の未来を支える次世代の産業を創造するため、新製品若しくは新技術の開発に係る調査又は研究開発に係る取組であることその他知事が別に定める要件を満たす事業</p>	<p>予算の範囲内で知事が別に定める額</p>	<p>予算の範囲内で知事が別に定める額</p>

令和4年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	課名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源
						既収入 特定財源	未収入特定財源				
							国庫支出金	分担金及び負担金	その他	地方債	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
5 労働費	1 労政費	賃金アップ環境整備応援補助金	雇用政策課	200,000,000	100,000,000						100,000,000
		雇用維持教育訓練経費補助金	産業人材課	3,500,000	3,377,000						3,377,000
7 商工費	1 商業費	新型コロナ・円安・物価高騰に立ち向かう事業者支援事業費	商工政策課	1,622,000,000	814,000,000		721,471,036				92,528,964
		県内事業者向け円安・物価高騰対策緊急支援事業費	企業支援課	203,000,000	100,000,000						100,000,000
		物価高騰を乗り越える物流効率化対策事業費	通商物流課	45,000,000	33,709,000						33,709,000
		円安を契機とした海外展開強化促進事業費	通商物流課	45,410,000	42,952,000						42,952,000
	2 工鉱業費	鳥取県産業成長応援補助金	立地戦略課	3,039,398,000	500,000,000						500,000,000
		鳥取砂丘月面化プロジェクト事業費	産業未来創造課	164,599,000	98,705,560						98,705,560
計				5,322,907,000	1,692,743,560		721,471,036				971,272,524